

台灣情報誌

交 流

2013年6月 vol.867
公益財団法人 交流協会
Interchange Association, Japan

TAKARAZUKA in Taiwan



交流

2013年6月
vol. 867

目次

CONTENTS

宝塚歌劇団 台湾公演を終えて (村川研策)	1
地方自治体と台湾との交流 静岡県 息の長い交流の実現に向けて 8	
台湾知財セミナーを開催(1) (王美花)	12
【台湾海峡をめぐる動向】 政治対話に消極的な台湾、民間による対話推進を狙う中国 (松本充豊)	20
2013年第1四半期の国民所得及び2013年通年の経済見通し 31	
2013年第1四半期国際収支を発表 40	
謝謝！台湾 謝謝！傳兄 43	
コラム：日台交流の現場から ふたたび台湾に赴任して 45	
編集後記 46	

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

● ● 交流協会について ● ●

公益財団法人交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も太宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

宝塚歌劇団 台湾公演を終えて

宝塚歌劇団 制作部

企画室室長 村川 研策

■はじめに

2013年4月14日23時。8年ぶりの宝塚歌劇団海外公演は、台湾の地で大大大盛況のうちに千秋楽の幕を降ろしました。1500人のお客様が総立ちのスタンディングオベーション。4階席から今にも落ちそうな状態で全身全霊の声援を送って頂くお客様、「帰らないで！」と書かれた自作の大きなプラカードを両手で掲げるお客様。皆様から地響きのような拍手と歓声の嵐が続く中カーテンコールが4回にも及ぶ感動的な千秋楽は、業務として毎日興行に携る我々でもめったに経験できるものではありません。あまりにも熱狂的な反応を見せていたお客様に、舞台上のトップスターは勿論のこと、出演者全員が感涙の涙顔になっている様に見えたのは、目頭が熱くなった私だけではなかったと思います。「台湾で公演をやってよかった。」と心の底から思った瞬間でした。

思い起こせば宝塚歌劇団台湾公演のプロジェクトが始まったのは2010年秋。本当に沢山の方々に支えられて実現した2年6か月の本プロジェクトの秘話をいくつか紹介しながら、今回の公演の意義をまとめてみたいと思います。



フィナーレ

©宝塚歌劇団

■重要な目的を果たす海外公演

1938年に初めての海外公演を行った宝塚歌劇団はこれまでに17か国24都市で公演を実施しました。これらは基本的に各国及び日本の両政府から招聘・要請を受け宝塚歌劇団が公演を実施したもので、今回の台湾公演も同様に台湾と日本の両政府からの要請により公演の検討を開始しました。ただ、その時に台湾について十分な知識を有しているプロジェクト担当者はおらず、ビジネスは勿論のことプライベートの旅行で台湾を訪れたことのある担当者もいないという有様でした。そんなおぼつかない状況で情報収集、現地視察を開始したのは2011年初頭のことです。現地で「宝塚歌劇」の認知状況をヒアリングするも具体的な認知度は低く「おばあちゃんに“宝塚少女歌劇”という名前は聞いたことがある。」程度の反応で、特に若い年齢層の方の認知度は非常に低いものでした。

「こんな状況で公演を実施しても」という否定的な意見も出される中、2011年3月に東日本大震災が発生。未曾有の事態に台湾から200億円を超える義捐金が寄贈されたことを知り、公演実現の強い要請を受けている台湾には「支援のお礼」という意義もあるということで開催決定を決意したのです。又、同時に、折角公演を実施するのなら、従来のように文化事業として政府の招聘による1回限りの親善公演に留まらず、今回の台湾公演を、新たな宝塚歌劇のアジアへの展開の布石と位置付け、継続的に公演を実施できるか否かのトライアル的な意義も視野に入れ、歌劇団の歴史上において新しいスキームとなる完全自主興行として台湾での公演すべてにかかる業務を取り仕切る決意をしたのです。

■手探りの中で…



先にも述べた様に私自信も初めての台湾経験です。何もかも、まさに「手さぐり」の状況でプロジェクトをスタートしたといっても過言ではありません。

宝塚歌劇はコンサートや一般的なミュージカルと比較すると出演者や舞台スタッフは桁違いに多く、使用する舞台道具、衣裳、機材も想像を絶する多さです。更に今回はこれまでの海外公演の中でも最大級である20段の大階段を使うことも決定したので、渡航者は130名、物量も40フィート、コンテナ18台の公演規模となりました。このことから物理的に上演可能な劇場を確保することが最初の難問となりました。幾つかの劇場を視察しながら、「台北国家戯劇院」のみが上演可能な劇場と判明したものの、台湾でも大人気のこの劇場を2週間にわたり確保することは至難の業。「1週間なら…」といわれるものの1週間では道具の搬入と舞台稽古だけで公演が終わってしまいます。この時に大きな力を貸していただいたのは外交部亞東関係協会の皆さんでした。粘り強い交渉をサポートして頂き、漸く2週間の劇場確保が出来たのです。正直、公演を実施する物理的な場所を確保するだけでまさに“へとへと”状態。しかし解すべきことは山積みでした。

公演と一緒にオペレートしてもらうプロモーター決定やスポンサー獲得、公演内容や座席料金の決定、納税のための税籍登記や現地銀行口座の開設等目まぐるしく意思決定をしていかないといけません。その時々で惜しみない支援、指導、援助を下さったのが(公財)交流協会の皆さん、日華議員懇談会の皆さん、台北駐日経済文化代表処、亞東関係協会の皆さん、台北市日本工商会、台湾日本人会の事務局、所属各企業の皆さん、そしてプロモーターの寛宏演芸や様々な関係者の皆さんでした。すべてがゼロからのスタートでしたので、我々のやり方や流儀に固執するのではなく「郷

にいれば郷に従え」の精神を念頭において、すべてのことについて「台湾ではどうしているのですか」と皆様にヒアリングすることからスタート。興行を成功させるために何をすべきか確かめながら社内で検討し、質問や回答を台湾にフィードバックするというとにかく地道な作業を積み重ねていきました。

北京語が誰一人話せない我々を根気よく見守り、サポートしていただいた皆様には心から感謝するとともに、これまでの海外公演では感じられたかった優しさ、温かさ、そしてスムーズに運ぶ色々な議論交渉を思い返すにつけ、関係者の皆様、とりわけ親日的で日本顔の台湾の方々からのお力添えあっての台湾公演の成功だということを改めて感じた次第です。現地と初めて「もしもし、ウエイ・ニーハオ、ハロー・ハロー…」と言語チャンポンで度胸だけで様々な協議をしていた頃やスポンサー獲得のお願いに伺って台湾人企業幹部の方に「藪から棒にスポンサーのお願いなんかしに来て…」と日本語でいわれて、台湾人の方が話す日本語の語彙に驚くとともに、“藪から棒”といわれて滅入ったこと等、色々なことを懐かしく、そしておかしく思ひだされます。

■台湾公演での工夫



文化交流を第一の目的としてスタートした本プロジェクト。我々の宝塚歌劇をきちんと理解してもらわないと交流のスタート地点にもつけません。先ほど述べた様に“宝塚歌劇”的認知度も芳しくない状況に、“タカラヅカ”らしい親しみやすい演目、内容とすることを決め、様々な工夫を検討していました。

まず演目。やはり日本から来た劇団なので「和物」のショーを演目にいれることにしました。三味線や琴の伴奏ではなく、オーケストラの音楽に合わせて日舞を踊るという我々の特徴をみていただくべく上演したのが、『宝塚日本風(宝塚ジャポ



宝塚ジャポニズム

©宝塚歌劇団

ニズム)～序破急～』です。そして、これぞタカラヅカという演目を楽しんでいただくためレビューやロケット場面を散りばめた洋物のショー『エトワール・ド・タカラヅカ』を上演しようというところまでは簡単に決まりました。

この2演目はショーですので言葉がわからなくともお客様に十分楽しんでいただけます。通常、日本の宝塚歌劇公演は1公演2幕(2演目)で上演していますのでショー2演目でもいいのですが、出演者が女性だけの劇団で女性が演じる“男性”の格好よさを皆様にお伝えするためには“芝居”が不可欠です。しかし、“芝居”となると言葉の壁が立ちはだかります。字幕をつけるにしてもよりわかり易く、親しみやすい演目を実施しなければと色々と悩みました。そのような背景で生み出されたのが第2幕『怪盗楚留香外伝 花盗人』です。香港の映画ではあるけれど、台湾人の古龍氏の原作で台湾では昔テレビドラマで放映されており、日本でいうところの「ルパン三世」と「水戸黄門」を合わせた様な位置づけで家族そろってテレビで見た台湾人が良く知っているキャラクターだと聞き、「これだ！」と上演を決定した演目です。

ただ、この作品を上演するためには著作権の許諾を頂かないといけません。権利を持っている著作権者を何とか調べ上げ、直接交渉を決意。通訳を介して急遽出版社にアポイントをとり、電撃交



外伝花盗人

©宝塚歌劇団

渉に向かいました。今回のプロジェクトの意義や目的を丁寧に説明したところ、その場でOK。許諾料についてもそのような意義あるプロジェクトであるならば無償で問題ないと、ここでも台湾の熱い思いに触れる経験をしました。

最終的には芝居「怪盗楚留香花盗人」に台湾の歌、「雨夜花」を挿入、洋物ショー「エトワール・ド・タカラヅカ」には台湾民謡「望春風」や台湾映画「海角七号」の挿入歌「無楽不作」「国境の南」を使用。また、台湾の伝統的な曲でテレサ・テンさんの代表曲でもある「月亮代表我的心」をトップスターの柚希礼音が北京語で歌う等まさに「台湾スペシャル」の内容になるような工夫も盛り込み、可能な限り台湾の皆様に親しみを覚えていただくように作品を仕上げていきました。



エトワール・ド・タカラヅカ

©宝塚歌劇団

■チケット販売開始、そして公演初日へ

2012年10月末には台北市内で制作発表やトークショーを実施、その後TVCMも放映、MRTの駅への広告出稿や中山北路、敦化北路、忠孝東路や愛國東路へのフラッグ広告の掲出等、これまでの海外公演では経験のない広告宣伝業務も実施しながら、「やれることはした!」という思いと「不安」が混じる中11月5日にはチケット販売開始。蓋をあけてみると、プロモーターの事務所には行列が出来る、インターネットの残席表示は見る見る内に満席になっていくという状況に“うれしい”というよりも“ほっ”とするとともに、本番の失敗は許されないと関係者一同気持ちを新たにしました。

そして2013年4月いよいよ本番。3月31日深夜から徹夜で道具を搬入。慣れない海外公演ではこの段階でも様々なトラブルが次々と襲いかかってくるのですが、今回の台湾公演は予定通り、いや予定よりスムーズに事が運ばれていくのです。日本からの舞台運営スタッフ、台湾の舞台スタッフ、初顔合わせの人も多い現場で飛び交う指示や相談を通して通訳者が橋渡しながら準備は進行。舞台の専門用語が混じる難しい会話を細かなニュアンスまで伝えられるよう通訳者は事前に舞台用語の勉強会まで開いて事前学習してきたことなどを知



日台舞台スタッフ最終打合せ風景

り、これまでの海外公演では考えられないことと目頭を熱くしました。本番を直前にした舞台は徹夜作業や夜遅くまでの作業での疲れと慌ただしさで時には緊張が走ることも…。これまでの海外公演では舞台スタッフ同士の大ゲンカや舞台スタッフが帰宅してしまったというような経験も沢山しましたが、今回は全くそんなことが起こらず日本と台湾のスタッフ全員には“良い舞台を作りたい”という共通の思いが満ち溢れ、双方は話し合いを続けて次々と解決していきました。日本のスタッフは台湾スタッフを“すごい”と褒め、台湾スタッフも日本スタッフの“技術”に感心し、互いが互いをリスペクトするという海外公演ではあまり見ることができない光景を目の当たりにしました。

そんな非常に雰囲気の良い中迎えた4月6日初日公演…。定刻5分押しで開演、満席の客席から期待が押し寄せる中、北京語での挨拶が流れ、それがトップスター柚希礼音の声と気づいたお客様は大きな拍手と歓声で反応してくださいました。しかしながら、照明が消え着物に身を包んだトップスターが舞台正面に浮かびあがると客席は水を打ったように静まりかえり、舞台上に視線が集中。その集中は45分の「宝塚日本風～序破急～」の間ずっと続き、緞帳が下りると同時に割れんばかりの拍手となりました。続く「怪盗楚留香花盗人」も言葉の壁を越えて、日本で上演する以上に笑いも沸き起こり舞台を理解していただけていることに安堵。そして第3幕「エトワール・ド・タカラヅカ」。緞帳があがり「TAKARAZUKA」と書かれたタイトルの吊物が現れただけで、「待っていました!」というようなお客様の拍手と歓声…。そこから終演までは拍手と大歓声の嵐でした。台湾の皆様からの素直な心からの拍手と大歓声を受けて出演者も驚き、テンションを上げ、演技にも熱が入り、その演技がお客様を更にヒートアップさせ…とまるで化学反応を起こすように舞台が高まっていき、フィナーレでは場内の熱気は最高潮。



お客様を迎えたロビー

悲鳴のようなどよめきが会場を満たす中、出演者代表が義捐金のお礼と宝塚歌劇団台湾公演を実現できた喜びを申し上げる挨拶をさせていただきました。私の隣にいらっしゃった台湾人のお客様が大きくうなづかれながら涙を流しておられる姿を見て、大きな感動を感じるとともに文化交流の使命は果たせたのではないかという安堵と感動を感じた初日公演でした。

■もう一つの交流

こうして台湾公演の初日は想像をはるかに超える大きな感動とともに幕を開けたのですが、初日の盛り上がりが大きすぎたので二日目からはどうなることかと新たな危惧も生まれたものの、お客様の反応はかわりませんでした。むしろ、初日よりも日本からのお客様や関係者の割合が減った分、台湾人のお客様のストレートな反応を感じることが出来ました。千秋楽まで12回の全公演が完売。チケットを入手されたものの当日来られないようなお客様が出たらどうしようという心配もありましたが、全くの杞憂で千秋楽公演まで空席を出すことなく全日程を終了し、冒頭に書かせていただいた感動の千秋楽を迎えることが出来ました。

ここでもう一つの交流を皆様にご紹介したいと

思います。出演者と観劇のお客様のみならず、今回の公演では舞台裏でも素晴らしい交流がありました。通常の海外公演では舞台運営スタッフ同士の交流はほとんど期待できません。しかしながら今回の台湾公演では日本人舞台運営スタッフと台湾人舞台運営スタッフが公演終了後23時過ぎという遅い時間にも関わらず毎晩“飲み”に繰り出しておりました。こんな経験は初めてです。又、千秋楽公演終了後、一日がかりですべての舞台道具、機材を劇場から搬出を終えたまさにその瞬間、台湾人スタッフの手でシャンパンが用意され、日本人スタッフに次々と手渡され互いにシャンパンシャワーの饗宴…。握手するもの抱き合って別れを惜しむもの最後は「又、絶対に来るから」と誓い合って別れを惜しむ姿は感動的でさえありました。これまでの海外公演ではありえなかった光景でした。

又、出演者も時間を見つけては街に繰り出し台湾の方々と触れ合った様です。ただでさえ親切な台湾の皆様に親切にしてもらった上に“タカラジエンヌ”であることがわかり更に親切にしてもらつたという心温まる皆様との触れ合いや、早朝にホテルを抜け出し公園で行われている太極拳に飛び入り参加してきたといった話題まで台湾の皆様との交流はここで紹介するには紙面がいくら



シャンパンシャワー

あっても足りないぐらい沢山、沢山あったようです。

■第2回台湾公演に向けて

以上、今回の台湾公演は我々自身の口から申し上げるのは恥ずかしいのですが、結果としてパフェクトな公演として公演を終えることが出来、公演が終わった今もすがすがしさを覚えていきます。海外公演は非常に大変なプロジェクトで、海外公演が終わると達成感はあるものの、「しばらく海外公演には関わりたくない。」とか、「海外公演はもう懲り懲り。」という声が聞かれるものでした。しかし、今回の公演に参加した者は、「是非もう一度台湾公演は参加したい。」と口々に言います。今回参加できなかった者も、次回台湾公演を実施するのであれば是非是非参加したいと言っているようです。又、台湾の皆様からは、今回はチケットを入手できなかった。是非もう一度台湾に公演に来てほしいという熱いラブコールを色々なところから頂いております。8年振りの海外公演は我々を大きく成長させてくれました。出演者は最後の最後まで、宝塚のそして日本の代表として、自らにプレッシャーを課してより高いクオリティの舞台を台湾の皆様に届けるべく研鑽を重ねました。舞台運営スタッフは国を超えた協力体制のもと国際チームで完璧な仕事をこなしました。我々マネジメントスタッフも台湾プロモーターと共に公演企画から劇場確保、広告宣伝からチケット販売、そして公演実施までの公演の一連の業務を行いノウハウの蓄積を図ることが出来ました。以上のような状況下、社内ではいつのまにか今回の公演が「第一回台湾公演」と呼ばれるようになっています。今回の様な公演を二回、三回と続けることでもっと、もっと日台間の距離が縮まっていくことを願って、近いうちに第二回台湾公演ができるのであればこれほどうれしいことはありません。

■最後に

第一回（！？）宝塚歌劇団台湾公演実施に際して様々な心配りを見せていただいた関係各位、そして劇場にお越しいただき熱く素直な反応で公演を盛り上げてくださったお客様。私たちが台湾に感謝を込めて舞台をお届けするつもりが、もっと大きな愛を返して下さったオール台湾の皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。初日後の新聞に宝塚と台湾は「相思相愛であった」と書かれた報道がありました。まさしく至るところでそれを感じた今回のプロジェクトでした。

(公財)交流協会の皆様をはじめ、本当に多くの皆様のお力添えにより、この台湾公演が実現し、これだけ盛況にプロジェクトを終えることができました。ご協賛、ご後援、ご協力、ご指導いただきましたすべての関係者の皆様に、末尾ではございますが深くお礼を申し上げます。本当に、本当にありがとうございました。謝謝。

以下、関係者の皆さんのが感想の一部を列記します。

〈観客の声〉

- ・衣裳、化粧、大道具とトータルで細部まで演出されている。こんな大衆演劇がいまこそ必要なんです。
- ・女性が理想の男を演じることに感心する。こんな独特の芸術はない。
- ・宝塚は男性がいない舞台で清潔感があるのがいい。宝塚の台湾公演があると聞いたときは本当にうれしかった。台湾で宝塚が見られて本当に最高。
- ・一生懸命に北京語で伝えようとする心が伝わった。東日本大震災支援に対するお礼の言葉にも感動した。来てくれてありがとうございます。
- ・ダンス、歌、芝居の華やかな演出にクラッときた。
- ・まじめな劇団。ひたむきさに元気をもらった。

・次回は是非日本での公演をみてみたい。

〈スタッフの声〉

- ・台湾の舞台スタッフの技量はすごかった。学ぶところが多かった。彼らに負けないように自分たちも頑張らないといけないと気持ちを新たにした。
- ・興行企画からチケット販売、精算までの一連の過程をすべて体験できて貴重な体験であった。日本国内公演と基本同じスタイルを踏襲すれば海外公演も実施できると確信したが、ミクロな部分では“郷に入れば郷に従え”が重要だと認識した。

〈協力機関・関係団体等の声〉

- ・日本を代表する「宝塚歌劇団」と共同のプロジェ

クトをして学ぶところが大きかった。

- ・”すごい”と思うところも随分多かったが、自分たちが日頃行っていることと同じ部分も数多くあった。
- ・日本の舞台スタッフは”すごい”。特に照明技術がすごい。あと、舞台の転換の速度がすごく早く、これを着実に処理していく技術に感心した。
- ・コンテンツがすごい。今後も一緒に日本のライブエンターテイメントを台湾でやって行きたい。
- ・ようこそ台湾へ。多くの関係者の努力で台湾公演が実現したことに感謝です。

★ 〈タカラジエンヌ達の声〉 ★

★ (星組トップスター)

柚希 礼音

代表選手として、かなり、責任を感じて、緊張して臨みました。毎公演終わるたびに、宝塚で今を生きている自分に幸せを感じる日々でした。本当に夢の様な公演でした。皆様本当にありがとうございました。

★ (星組娘役トップスター)

夢咲 ねね

世界は一つだ！！！ そして、宝塚の魅力を再確認しました。

★ (星組組長)

万里 柚美

大歓迎してくださった台湾の皆様と、日本から応援に駆け付けて下さった皆様に心からの感謝でいっぱいです。そして、この公演を第一歩として、また台湾で公演が出来ますようにと願っています。

★ (星組出演者の皆様)

- ・お客様の観劇の反応に感動しました。
- ・台湾公演があるのなら是非また参加したい。
- ・もう一度台湾に来て欲しいと言われたら嬉しい！

私たちの舞台が、日本と台湾そして世界が密接になるよう取り組んでいく一助になればと使命を新たにしました。



台湾公演のポスター

息の長い交流の実現に向けて

静岡県企画広報部地域外交課

1 はじめに

日本における98番目（当時）の空港として、平成21年（2009年）6月に開港した富士山静岡空港。開港当初の国際線はソウル、上海の2路線のみでしたが、新たに台湾桃園との路線が開設されたのは、空港が開港してから2年9か月あまりを過ぎた平成24年（2012年）3月のことでした。

日本の地方自治体が、こぞって台湾における観光誘客や路線誘致を積極的に展開しているなか、富士山静岡空港と桃園、高雄、台中、花蓮の各空港とを結んだ190便ほどのチャーター便運航実績と日台間のオープンスカイ協定締結が追い風となつての路線開設となりました。

この路線の開設は、表面的には時流に乗ったタイミングの良い取組みの結果として捉えられますぐ、静岡県内はもとより台湾における関係各位の理解と協力、そして熱い思いの結実と言えます。

本県と台湾の関係は、路線の開設を前後にターニングポイントを迎えたと考えられますが、その関係には、あまり知られていない歴史があることを、次に御紹介します。

2 静岡県と台湾の歴史的なつながり

（1）サトウキビ栽培地の北限

6月、台湾では梅雨が明け、じりじりとした本格的な南国の夏が始まります。外に出ることも億劫になるほどの炎天下、屋外で作業する時には、ミネラル分や水分を補給し、熱中症を予防しますが、口に含むものとして一番のお勧めは、天然成分たっぷりの黒砂糖です。

黒砂糖の原料は、御存知のとおり、甘蔗（かんしゃまたはかんしょ）つまりサトウキビです。現

在、日本では、そのほとんどが沖縄県、鹿児島県で生産されていますが、サトウキビの栽培地の北限は、北緯約34度に位置する静岡県掛川市（旧大須賀町横須賀）であることを御存知でしょうか。

静岡県でのサトウキビの栽培は、江戸時代に遡り、精製された砂糖は「横須賀白（よこすかしろ）」の名で全国に販売されていました。もともとは、当時この地を治めていた横須賀藩主西尾家の家老である潮田覚右衛門の次男信助が、この地域にはまだなかったサトウキビの栽培法や製糖法を土佐の国（高知県）から持ち帰り伝えたことが始まりとされていて、現在では、その伝統を受継ぐ地元の方々が、土佐の国の人々に感謝の意を込め、甘蔗（かんしゃ＝感謝）糖と名付け、販売を続けています。

台湾は日本統治時代、砂糖の一大生産地として位置づけられ、多くの日本人が海を渡っています。サトウキビという作物に関する静岡県と台湾の意外な共通項において、台湾における歴史の1ページに、本県出身の人物がその名前を残しています。

（2）歴史に名を残した静岡県人

「横須賀白」より時代を下った明治時代、サトウキビの栽培地北限の掛川市の北に隣接する静岡県森町に、良質な砂糖を溶かして結晶化させて作る氷砂糖の製法を発明した人物が現れました。

その人の名は、鈴木藤三郎。明治16年（1883年）当時、鈴木藤三郎は森町で家業である菓子商を営んでいましたが、氷砂糖製法を確立させると、立て続けに、白砂糖の製造、製糖機械の発明、日本精製糖株式会社（現：大日本明治製糖株式会社）の創立と、本格的な製糖事業を展開しました。

日清戦争後、日本統治のもと、経済の中心に製



糖業が位置づけられていた台湾で、明治33年（1900年）、製糖技術に精通していた鈴木藤三郎は、台湾製糖株式会社初代社長に就任しました。そして、北回帰線（北緯約23度）を越えた熱帯の地、台湾南部の橋頭（現高雄市）に、最初の工場を建設し、のちの台湾製糖株式会社発展の基礎を築いています。

鈴木藤三郎が、氷砂糖の製法を発明したその年、森町の西に隣接する静岡県袋井市に、後に台湾製糖株式会社に25年間籍を置くこととなる鳥居信平が生まれます。

日本統治時代の台湾で農業水利事業に大きな貢献をし、「嘉南大圳（かなんたいしゅう）*の父」と呼ばれる八田与一が、まさに嘉南大圳建設（大正9年（1920年）～昭和5年（1930年））に取組んでいたころ、それより少し南に下った屏東県林辺溪で、鳥居信平は、世界でも珍しい地下ダムの建設に取組み、それを完成させました。

屏東県が位置する台湾南部は、現在でも台風が直撃する地域です。台湾での製糖業を支える台湾南部のサトウキビ畑を風水害から守るため、治水や灌漑に土木技術者が必要としていました。台湾に渡った鳥居信平は、現地の自然をじっくり観察し、風土に適したダムを地元との方々と共に築いたのです。

鳥居信平と八田与一の共通点は、旧制第四高等学校（金沢）と東京帝国大学に学び、台湾で農業土木に携わったこと、そして作られたダムと灌漑施設が今でも大切に使われていること、そして、2人の日本人が今でも台湾で語り継がれていることです。年齢は、鳥居信平の方が八田与一より3つ年上と近く、当時の台湾で2人が同志あるいはライバル意識を持ち、ともに切磋琢磨しながら仕事に没頭していたことでしょう。

*台湾南部の嘉義県と台南市にまたがり、烏頭山ダムと、嘉南平野に16,000kmにわたってはりめぐらされた用水路からなる水利施設

3 静岡県の“くにづくり”と台湾

日本の理想郷として、“くにづくり”を進める静岡県は、日本の一地方としてのみならず、富士山のように憧れを集め、誇りや尊敬の対象として存在する“ふじのくに”として、近隣の諸外国・地域と相互にメリットのある民間団体や企業、県民等の交流を促進することにより、県勢の一層の発展に努める“地域外交”を展開しています。

本県では台湾との交流促進に当たり、このような方針のもと、台湾へ働きかけるために、本県から積極的に台湾に足を運ぶことを大切にしてきました。路線の実現は、そのような働きかけの結果としての一里塚に過ぎません。

（1）台湾を知ることから

これまで、静岡県では、県内において、台湾に関する情報を広く県民に伝え、興味を持っていただくため、台湾観光協会と協力して実施した台湾観光PR、航空会社と協力して開催した旅行会社対象のセミナー、台湾を良く知る方々による県民向けのトークショーやテレビ・ラジオ番組の放送等により、台湾を以前より身近に感じていただけるよう工夫を重ねてきました。

これらの周知等により、県民の台湾への関心が高まり、定期路線開設前には、県内の民間機関、自治体等が、積極的にチャーター便を利用して本県から台湾へ向かい、同じ機材で多くの台湾の方が本県を訪れてくださいました。

本県では、路線が開設された現在でも、関心を高める周知活動を継続していますが、このような取組みが、台湾側から評価され、日本の自治体としては初となる「台湾観光貢献賞」の受賞（2013年2月）につながったと考えています。

（2）交流のひろがり

以上の取組みのほか、本県と台湾において、同



注釈：路線開設を県民に広く知らせるポスター

じ分野で活動する人々が出会う機会も増えています。本県における様々な事例を通じて見えてきたことは、交流の推進には、それに関わる方々の理解や熱意があってこそ、時間や経費を掛ける価値があり、片思いであっては一過性のものにしかならず、交流に関わろうとする双方の思いが一致した時に、交流が前に動き出すということです。

良好な日台関係を反映し、日本と台湾の官民を問わず、観光誘客を目的とした協定締結や覚書の交換がメディアを賑わす場面が多くなっていますが、今から30年ほど前、本県の大井川鉄道と阿里山森林鉄路との間には、鉄道に関する施設整備・事業経営面における実質的な交流を目指した姉妹提携が行われています。提携当時に関わった人々はすでに第一線を退かれていますが、熱い思いは受け継がれ、その交流は途切れることなく、現在に続いています。

東西に長い本県の伊豆半島のさらに南端に位置する南伊豆町では、「景勝地として有名な弓ヶ浜を、年間を通じて人が集う場所にしたい」という地元の方々の熱意が、海外からの参加者も交えて

年に数回開催されるオープンウォータースイミング大会に結実しました。

オープンウォータースイミングは、湖・海などの自然の水域を泳ぐいわゆる遠泳で、オリンピック北京大会から正式種目になっており、主に欧米やオーストラリアで盛んな競技です。

波穏やかな天然の内湾と白い砂浜が特徴の弓ヶ浜を擁する南伊豆町は、この競技を町の交流・誘客の核の一つと位置づけ、愛好者が多い国々から参加を呼びかけてきました。台湾の日月潭で毎年9月に3万人の人が参加する世界最大級の大会にも積極的に出かけて交流したことに加え、大会の関係者や愛好者を招いて南伊豆町の良さを体験していただいた結果、今では毎年選手が参加するようになりました。

青少年交流では、野球やバスケットの県高校選抜チームが台湾の強豪校との対戦を毎年実施しているほか、静岡県内の高校を訪日教育旅行で訪問する台湾の学校が次第に増えてきています。

さらに、誰もが気軽に楽しむことができるペタンク（コート上に描いたサークルを基点として木製の目標球に金属製のボールを投げ合って、相手より近づけることで得点を競うフランス発祥のスポーツ）の相互訪問での交流試合、お茶愛好家団体による台湾での茶文化交流等、多分野にわたる



注釈：弓ヶ浜（南伊豆町）での大会には、毎年、台湾からの参加者も



交流が次第に広がりを見せています。

このように、本県には期間の長短はあっても、交流に関わる人々の一一致した思いによって交流が前に動き出している事例が多く、路線開設によりその動きが一層活発となっています。

(3) ふじのくに静岡県台湾事務所の開設

鳥居信平と八田与一が、台湾でダムの建設に関わっていた時代から 100 年が経とうとしています。その間、日本と台湾はともに時代の荒波を乗り越えてきました。一昨年の東日本大震災では、台湾の方々から温かい支援や励ましの声をいただき、胸を熱くした日本人は多いのではないでしょうか。

本県は、先人から学び、台湾の方々に語り継がれるような一過性に流れない息の長い交流へさらに“脱皮”するため、已年の今年 4 月、台湾台北市内に駐在員事務所を構えました。

事務所を構えた同じ日、台湾で最も高く、富士山と同様、地元の人々から聖山として親しまれている玉山と富士山に関わる民間団体が、友好山締



注釈：これまで交流のあった多くの台湾の関係者が開所を祝った

結に向けた覚書を取り交わしました。今後、山を巡る様々な分野の交流が盛んになるよう本県としても支援をしていきます。

そしてこの 6 月、富士山が世界文化遺産に登録されました。本県が富士山のように憧れを集め、誇りや尊敬の対象として存在する“ふじのくに”として、台湾の方々からも親しんでいただけるよう、駐在員事務所を十分に活用し、さらに積極的に取組みを進めていきたいと考えています。



台灣知財セミナーを開催（1）

王美花

台湾では、本年1月に專利法が施行されたり、台湾要人が知的財産の重要性を訴えるなど、台湾の知財を巡る状況は大きな動きを見せております。こうした中、交流協会は本年3月に王美花　台湾経済部智慧財産局長をお招きし、日本の皆様へ台湾の知財政策、企業戦略をご紹介するセミナーを開催いたしました。

王局長のご了解のもと、セミナーの概要を2回に分けてご紹介するとともに、ご参考としていただければと思います。

◆王美花 (Wang, Mei-Hua)



1958年生まれ。台湾・経済部智慧財産局長（特許庁長官に相当）

1980年（台湾）国立台湾大学法学部を卒業。経済部訴願委員会組長、経済部中央標準局（基準局）専利処副処長を経て、1999年経済部智慧財産局法務室主任に着任。智慧財産局において専利三組組長、専利一組組長、商標権組組長、副局長を経て現職。

台湾の知財政策、企業戦略について智慧財産局内で最も精通しているエキスパート。

皆さん、こんにちは。私は今回3回目になりますが、また台湾の知財関係のことについて、皆さまにお話ししたいと思います。

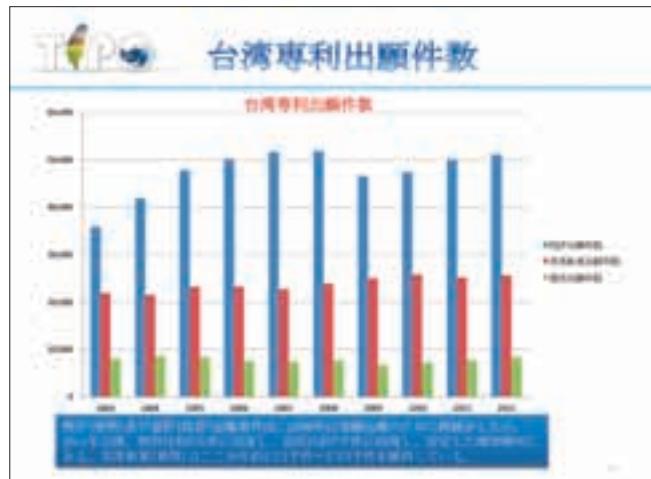
今日、私がお話しする部分としては以下の幾つかがあります。一つは特許、この専利権の出願状況について。次に審査状況について。三つ目として知財関係の法整備について。四つ目は、台湾とほかの国々、また台湾と中国の間での知財関係の提携について。そして最後に、最近のIPR政策、知財関連の政策状況などについてご説明したいと思います。

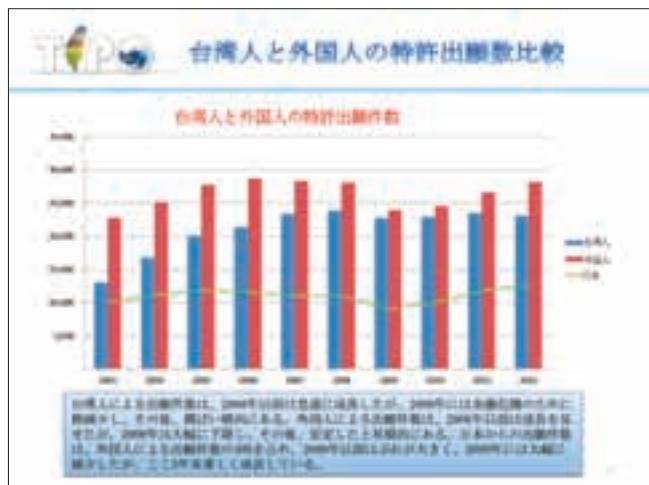
1. 専利出願概況

まず初めに、専利権の出願状況についてお話しします。2009年に金融危機が起きました。その金融危機の後、台湾では発明の特許、実用新案、意匠についての出願はすべて少しずつ安定して上

がってきています。伸び率も安定しています。昨年の特許出願は5万1000件ありました。

次にご覧いただいているスライドですけれども、これは台湾と外国の人々の特許出願を比べたものです。特に注目していただきたいのが緑の部分ですが、これは日本の方の出願状況を表したもの





のです。これをご覧いただいてわかるように、特許の出願量で見ますと外国の方の出願量のほうが台湾の出願量より多くなっています。特に外国の出願量の中で日本の方が占める割合は40%になっていて、非常に大きな割合を占めていると言えます。

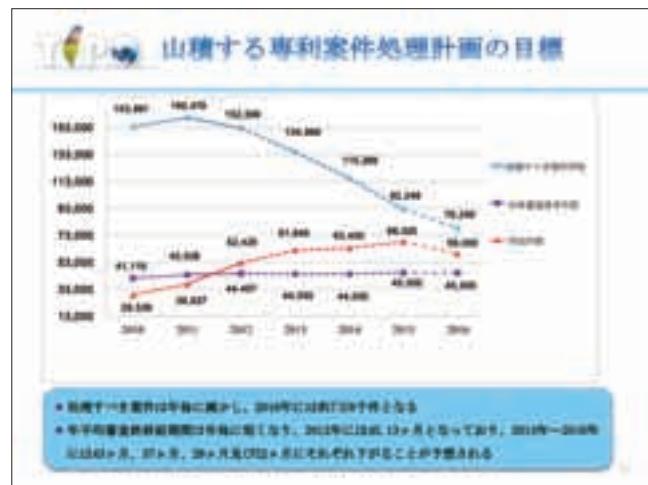
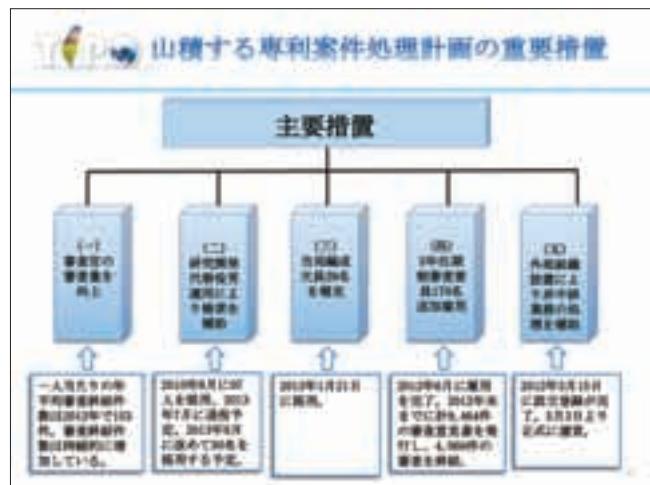
次は、台湾の十大産業を示しているものです。台湾の産業で発展しているものの状況を提示しています。特に出願量が多いものが書かれているわけですが、半導体、情報産業、通信産業、そして先進材料といった分野に出願量が集中していることがわかります。

ここ5年間の、日本の台湾での特許の出願量を見てみたいと思います。2011年の数字ですが、2010年に比べて出願量が18.5%増加しました。

そして2012年は、日本の方の特許の出願数が1万2000件を超えていました。過去5年間の日本の方の台湾における商標の出願状況について見てみると、2012年には出願数が4200に達しています、外国の方の出願の中では最も多くなっています。

2. 専利審査業務最新発展

次に、私たち智慧局にとっては重要な状況でありますけれども、特許の出願の処理状況について、その状況をお話ししたいと思います。今、台湾では特許出願の審査待ち案件が非常に多い状況で、2010年からは人を増やすことによってこうした状況を解決する取り組みを進めており、この人が足りないという状況を解決しなければなりません。



ん。しかし台湾では正式な公務員を増やしていくことがそんなに簡単にできることではありませんので、私たちはここに示した（一）から（五）のやり方などによって人手が足りない状況を解決し、特許の審査待ち案件数を減らそうとしています。

例えば検索センター（先行技術調査機関）をつくり、検索をしてくれる人たちを導入したりしています。これに加え、兵役の代わりに特許に関する検索の仕事を手伝ってもらうといった手段も採用しています。昨年は日本の手法を少し参考にし、任期付審査官の導入なども行いました。これによって170人の方を採用しています。

こうした努力を重ねてきましたので、昨年少し数字にその努力が反映されています。例えば

2012年では、実際に審査が終了した件数、結審した件数が審査待ち件数を超えたという状況が出ていています。そのため、審査待ち特許件数が少しずつ減ってきてています。こうした努力を続けていくことによって、目標の実現に向かって頑張っています。その目標というのは、2016年までに審査待ち案件数を7万8249件に減らすこと、そして審査処理期間を22カ月まで減らすという目標を掲げています。

このように、今、審査に時間がかかるという状況がありますので、幾つかの施策を講じながら、普段はプロジェクトなどを実施しながら審査にかかる時間を減らそうとしています。その中で一つAEP（審査加速制度）というのがありますけれども、AEPというのはいずれの国とも2国

特許の加速審査措置

2009年から実施。
以下の事由のいずれかを提出し、当局に対しても速審査を申請することができます：（1）対応案件が外局の特許庁の常時審査で許可された場合、（2）当該案件が東京特許庁から審査異議通知書及び検査報告が発行されたが、虚偽されていない場合、（3）商業上の実施に必要な場合。

特許審査ハイウェイ
（PPH）

特許加速審査
（AEP）

特許審査実行規則
（審査アシスト）

2011年7月及び2012年5月に米国及び日本とそれぞれ締結してPPHを実行し、2012年8月には米国と側面のPPH実行計画を調印。
同一特許出願案件が台湾及び米国（又は日本）に提出された場合、他に審査する方は、先に審査した方の審査結果を参照して許可・拒絶することができる。
2011年6月11日に調印し、2012年10月1日から正式に実施。
申請件数は計230件であり、許可件数は計190件である。

台米、台日PPH、TW-SUPA案件統計表			
	台湾PPH	TP-SUPA	台日PPH
統計期間	2011.9.1~2012.1.31 (2011年9月1日から2012年1月31日)	2012.3.1~2013.1.31 (2012年3月1日から2013年1月31日)	2012.6.1~2013.1.31 (2012年6月1日から2013年1月31日)
申請件数	303	17	230
PPH申請～First OA(月)	1.8	—	1.7
PPH申請～審査終結(月)	3.3	—	2.6

加速審査作業プラン(AEP)								
AEP申請案件統計表								
期間	中国		台湾		外国		総計	
	審査1	審査2	審査3	合計	審査1	審査2	審査3	
2009年	534			534	398		398	934
2010年	819	15	138	1002	421	12	5	1029
2011年	966	8	183	1037	700	21	18	1376
2012年	371	17	182	530	417	12	14	600
2013年1月	29	0	23	54	21	1	2	60
合計	2332	39	490	2781	1979	51	57	4944
初期回答平均時間								
加速審査作業外請求期間		初回審査回答平均時間(日)						
事由1	2013年1月末まで	75.3						
事由2	2013年1月末まで	80.6						
事由3	2013年1月末まで	136.4						
平均	80.9							

間での協定は結んでいないものです。次のPPH(特許審査ハイウェイ)は、2011年にはアメリカ、2012年の5月には日本と提携を結びました。

そしてもう一つ、多数の出願をしている人に対して技術が関連する出願を一回の面接でまとめて審査を行うというやり方も奨励しています。実際にAEPを行うに当たっては、三つの事由があります。AEPについては、例えば台湾の中小企業が外国に対して出願をしていない場合でも、このAEPを申請することが可能です。

今ご覧いただいている表は、AEPの実際の申請数です。これは2009年から2013年にかけての数字です。この表を見ていただくと、2012年にAEPを利用した申請が1041件と、数字が下がりました。これは何を意味しているかといいます

と、アメリカと日本に対しての出願がPPHというシステムに移行して、こちらを使って申請する人がいたことが原因です。

そしてこのAEPについてですが、今の数年間を平均しますと審査にかかる時間は80.9日となりまして、非常に短い時間で審査が行えるということになります。次にこちらは台湾・アメリカ、台湾・日本とのPPHの申請数です。日本とは昨年5月に実施されたばかりですけれど、既に200件ほどの申請数があります。PPH申請のファーストアクションは1.7月で、審査確定までにかかる時間は2.6カ月です。

日本の全体の出願数から見ますと、このPPHを利用している数は多くはないと言えますけれども、ほかの国とを比べますと日本のPPHの利用は非常に多いと思います。日本の方はもちろん審査はやはり早くしたいという考えがありますので、日本からのPPHの申請量はこれからますます多くなってくると考えられます。

3. 知的財産権法制概況

次に、智慧局が関わりました関連法の改正について少しお話しします。この中で、專利法、商標法、営業秘密法は、既に改正法を採択しています。著作権法については現在改正について話し合いを行っているところです。

専利法改正要点

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施予期間（優享期）関連規定を追加改正 ✓ 外国語書面での出願提出の関連規定を追加 ✓ 権利回復メカニズムを追加 ✓ 発明の分割出願時点の制限を緩和 ✓ 一案件二出願関連規定を追加 ✓ 審査中の補正制度を完備 ✓ 専利権効力が及ばない事項を追加 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 医薬品又は農薬品の専利権期間延長規定を改正 ✓ 無効審判（専利権発行）制度の重大変革 ✓ 強制実施許諾（強制授権）事由を改正 ✓ 専利権侵害関連規定を改正 ✓ 意匠について部分意匠、画像（Icon & GUI）意匠（画像設計）、組物意匠（成形設計）を拡充、関連意匠を追加
---	---

今回、専利法の改正には重要なことが含まれていて、非常に広い範囲に渡って改正が行われました。ここに書いてあるものは、その中でも重点的なものとして列挙してあります。例えば、猶予期間に関する規定、外国語書面による出願に関する規定、権利回復メカニズムに関する規定、分割出願の期限に関して緩和されたといった内容、実用新案と特許の併願、また補正に関する規定、専利権の効力が及ばない事項についての規定、また医薬品・農薬品の特許権存続期間の延長についての改正もありました。さらに、無効審判、強制実施権についても大きな改正があります。

また、専利権の侵害についての規定についても改正が行われています。意匠については、部分意匠、アイコン関連、組物意匠についても改法されました。さらに関連意匠が追加されていることも、一つの重要な点になっています。

昨年は、この専利法の改正に伴って関連するさまざまな行政命令も出されています。そして特許の審査基準についても、5篇51章にわたる基準を改正したり増やしたりしました。さらにこうした問題に関する公聴会なども30回ほど開いています。

昨年発効しましたこの新しい商標法について、皆さんが興味をお持ちではないかということについて少し触れたいと思います。この商標法によっ

専利法及びその子法改正スケジュール

2013/12/21	専利法
2013/7/3	外国語書面による専利出願実施方法
2013/11/7	専利電子出願実施方法
2013/11/7	専利法施行細則
2013/11/29	専利手続規則
2013/12/4	専利権間に係る生物材料等認定方法
2013/12/10	専利手続料額改定方針
2013/12/26	発明削除候補方法
2013/12/26	専利権加附基準認定方法

2013年1月1日の改正専利法施行に合わせて公聴会を30回開催し、多くの関連子会員及び顧客の専利審査基準の申請文三重完了

て、守られる保護対象が広がりました。その中の一つとして匂いの商標が加わりました。今日まで既に私たちはこの出願を8件受けております。

その中で、日本の久光製薬が作っております薄荷の香りのする湿布薬も出願されています。またもう一つ、台湾の会社が作っている白花油というのも出願されています。この製品をよく使っている人にとっては、少し香りを嗅げばすぐどこの製品かわかるかもしれませんけれども、そうではない一般の消費者はその香りを嗅いでも一体どこのものかはなかなか区別が付かないかと思います。今、審査官にとって頭の痛い問題は、この匂いについての説明です。この説明をどのようにすることで特定されるのかといった点が、非常に頭の痛いところです。こういった問題もあり、この

新商標法施行成果

商標保護客体を拡大、匂い商標を保護

✓ 2013年2月までに出願案件33件
例えば、薄荷味（消臭紙吸湿リシート）—久光製薬株式会社
ラベンダー匂いを有する漢方煎薬液（三店舗煎薬）等




✓ 審査の新たな挑戦：商標固有性／商標表明を如何にして提出するか
►商標固有性21原則、実用、完全、客観的、持続的な。そして客観に理解できる方法で説明しなければならない

二つの出願については今もまだ審査中です。

次に、商標登録の費用の納付が遅れた場合の権利回復申請についてです。この新しい法律が発効してから今まで、この回復申請を行ったものは56件あります。実際にそれが認められたものは30件です。われわれ智慧局はこの権利回復申請について審査を行うに当たり、その間に第三者がこの商標の登録を行っていないかどうか、そういったことについても確認を取ります。

次は欧米諸国のやり方にも似ているかと思いますけれども、無効審判ですか取消の対象になっている商標についてです。そういった申し立てが行われたものについては、自分がどのようにその商標を使っているか、その使用の証拠の提出を行わなければなりません。実際に、使用状況の証拠を行わなければならぬとされたケースは43件ありました。そして実際に取消となったものは8件あり、このメカニズムそのものはスムーズに運営が行われている状況です。

また、商標が侵害されるケースもあります。今回の新しい法律ではこの商標の保護も強化しています。例えば商標の信用が減損する可能性がある場合には、それについて保護を求めるよう主張することができます。商標権を侵害しようとしている準備ですかそれに関する加工などを行っている場合、そういった行為そのものも商標権の侵害と

見なされることになりました。

こうした中、実際に商標権が侵害されている一つのケースがあると、それがどのぐらいの侵害の度合いになるか検討します。私たちは研究機関などにそういったことも依頼しています。裁判所のほうも、その中で実際の侵害がどのぐらいであるか、加害者がどのぐらいの侵害行為を行っているかといったことを斟酌していきます。

そのほかに、昨年は商標に関するシンポジウムも開いています。こうした法律をどのように使えばいいかといったことを紹介するシンポジウムも開いています。

次に、この2年間にわたって検討を重ねてきている著作権法についてお話をしたいと思います。私個人としては、この著作権法の改正というのは非常に難しいものだと考えています。その理由として、著作権法の中の権利の分類が非常に細かいということであり、そのため理解しにくくなっています。結果的に授権制度、ライセンシングの制度の確立がうまくいかないといった状況があると考えるからです。また、颁布および権利の権利消耗原則についても明確な規定がなされていないために、市場ではトラブルが起きやすい状況があるからです。また、今はネットワーク、デジタル化の時代ですけれども、その要望にしっかりと応えられる状況になっていない上、合理的な使用に限

TIPS 新商標法施行成果(続き)

商標登録料の納付を遅延した場合の権利回復申請案件を受理

- 2013年2月までの権利回復申請案件は計36件であり、審理中は25件、許可案件は30件、不受理は1件である
- 第3者訴権利回復期間内に既に登録を出願し又は登録権を取消した場合に影響を及ぼすにつれては、審査を行う必要がある

それを基に訴訟又は廃止する商標は使用証拠を提出すること

- それを基に訴訟又は廃止する商標は使用証拠を提出すること
- それを基に無効審判(訴訟)又は取消(廃止)する商標が登録登録3年内に達している場合、出願人は当該商標が無効審判又は取消申請前3年内の使用証拠又はその未使用に正当事由がある証拠を提出すること
- 2013年2月までに権利証拠を提出すべき引当商標について、受理された許可案件は6件であり、既に審査終了である

TIPS 新商標法施行成果(続き)

商標権保証の強化

若者商標萬能性又は利用を遮断する可能性がある場合、損害が実際に発生する前に消費的予防するため、若者商標権者は主張することができる。

- 商標権保証の準備、訴訟又は補助行為は、商標権所有と見なす。例えば、商品と結びして「ない」包装等、サード、サードを強制する行為。

商標権侵害賠償額算定基準に合わせて100倍下限を削除

- 2013年委託研究調査一行政官による具体的に権利侵害事実に基づいて裁量する観察についての研究。
 - 侵害状況、加害者の経営規模、複数商標商品の数量、行為期間、複数商標の同一又は類似程度及び市場での流通状況、商標権者に対する損害発生範囲及び程度等の要素を照査。
- 2013年に商標使用及び権利侵害出願シンポジウムを開催。

TPP 著作権現行法が直面している課題

- 権利分類が細かすぎ、理解が容易ではなく、権利制度の確立に不利
 - デジタルコンテンツの発展により利用形態と権利範囲との境界が不明確となっている（例：映画権）
 - 権利と権利侵害の禁止及び罰則一起同法、云開伝説、三開上級、企開提出等の権利を修正するとともに著作財産権の権限を検討。
- 輸入、販売及び権利制限原則は十分明確ではなく、市場は新規競争を基に
 - 一部の権利侵害の明確化（散布権、貸貸権、複製権等、権利制限原則、逆行輸入及び権利制限原則を検討）
- 合理的な使用空間に課題があり、ネットワーク及びデジタル時代の変遷に十分対応できない
 - 法律教育、デジタルコレクション、図書館の相互譲借、遠隔教育、ネットワークビデオ教育及び教材オンライン等の合理的な利用規定について検討。

TPP 著作権法改正の挑戦

ネットワーク権利侵害防止新制度の導入是非をめぐる議論

- デジタル環境下で著作の利用はさらに簡便になり、ネットワーク権利侵害の防止は困難である。ネットワーク権利侵害防止新制度を導入するか否か（例えば三段条項、国外重大権利侵害ウェブサイトを封鎖等）。これらの制度に関連する面は多岐にわたるため、慎重に評価しなければならない。

TPP 著作権法改正要点

第一段階—著作財産権の基本枠組みを検討

- 放送、映像、出版権及びデジタル権利の必要を満たすために、無形の権利保護法（出版法、出版権法、公演上級、企開提出等を含む）を整備及び調整し、著作財産権の権限を検討。
- 出演者の保護を高める（特にによって2012年4月26日に可決された保護演出者新条約に応じて、出演者の各項権利（出演者が記載した隠れ著作の公演権等、権利及びレンタル等の権利の保護基準の向上を含む）を調整）

第二段階—著作財産権の権限を明確化する検討

- 合理的な使用権の検討（デジタルコンバージョン時代及び技術理屈の発展に適合させる）
- 著作財産権の範囲上合理的な使用規定を切り離さない

第三段階—その他の改正議題

- 被雇用、出資雇用者の著作、著作人権、著作財産権の譲渡、権利等

度があるということが挙げられます。

そのため、著作権法の改正は段階を追って進め
るというやり方を取っています。まず一つ目の段
階は、著作権の構造についてです。特に無形的権
利の改正に関する調整、検討をしっかりと進める
という段階。次の第2段階は、財産権の制限に關
する規定をどのように作っていくか検討を進める
段階です。第3段階として、被雇用、また出資雇
用者の著作に絡むことについて検討を進める。こ
のように、段階を追って改正の作業を進めています。

それから、特にネット上で著作権の侵害を防ぐ
ということに非常に難しさがあるという議論があ
ります。そのため、これを防ぐための制度、例え
ばスリーストライクルールの導入をするべきか、

また国外で重大な権利侵害が起こっているウェブ
サイトの封鎖などを含めての検討も行われていま
す。ですからこうして見ますと、著作権法の改正
を行う所の全体について改正を進める、そういう
視点でやらなければならない作業になります。

次は、営業秘密法の改正についてです。ここ2
年ほど、台湾の重要な産業内でこのような事件が
起きています。例えばある人がその会社を辞めた
とき、その会社の秘密を持って新しい会社に行く、
その新しい会社に前にいた会社の秘密を漏らすと
いうケースが起きています。しかしもしこの秘密
が海外に漏れることになりますと、これはもう個
別の会社の問題ではなく、台湾産業全体にとって
大変大きな損失があると言えます。

しかし、もともとこの営業秘密法というのは民
事責任だけをうたっていて、刑事责任はうたわ
ていませんでした。ですからこのケースを刑法に
よって裁こうとすると、規範、制度などが充分で
なく、また法律も充分でないということで、うま
く刑の適用ができなかったケースがありました。
そのため、この新しい営業秘密法の中では刑事罰
が新しく規定されています。2013年に立法院で
採択されましたけれども、検討チームができてから
非常に早いペースで実際に改正法が採択された
という数少ない法律のケースです。

営業秘密法の中では、四つの行為が規定されて



営業秘密法改正(1)

改正の背景

- 産業界では離職社員が元の所属先の会社の営業秘密を盗用又は漏洩し、不法手段により台湾産業営業秘密を窃取する幾つかの重大事件が相次いで発生している。
- 現行刑法では営業秘密侵害行為態様に対する規範が不足し、法定刑が軽すぎるため、国際立法動向を参考にして、刑事責任を追加。

改正の過程

- 2012年1月に営業秘密法改正チームを立ち上げ。検討会議を開催し、2013年1月11日に議会で可決し、1月30日に総統令が交付され、2月1日に施行。



営業秘密法改正(2)

行為態様

- 窃取、標記、偽造、改変、脅迫、無断複製又はその他の不正手段による取得、使用又は漏洩。
- 授權されず又は授權範囲を超えた複製、使用又は漏洩。
- 削除、廃棄すべしと告知されたが、削除、廃棄を行わざ又は当該営業秘密を隠蔽。
- 悪意転得者の取得、使用又は漏洩。

刑罰額度

- 5年以下の懲役又は拘留。
- 罰金1百万元～1千万元であり、所得利益が罰金最高額を超えている場合は、所得利益3倍内で加重。



営業秘密法改正(3)

域外加重处罚

- 行為者が営業秘密を不法取得し、域外での使用を認めた場合は、5年未満することができる。
- 1年以上10年以下の懲役。
- 3百万元～1千万元以下の罰金であり、所得利益が罰金最高額を超えている場合は、所得利益3倍内で加重することができる。

訴追要件

- 明知：故意である。
- 告訴可分であり、訴追の一人に対して告訴した者は告訴を自己下げた場合に該当事者はその他の告訴者に過ぎない。
- 国外として、域外での権利侵害は告訴事由となる。
- 告訴事由はその範囲が縮滅される。

調査規定

- 法人の代表者、代理人、被審問者はその担当要員が、臺灣換刑によって本邦の罪を犯した場合、その所属する法人及び自然人被問者等の監督及び指導義務違反によって、告訴代理人は自然人被問者に付して罰金を科す。

います。まず一つが、不正なやり方で情報を盗み取るということ。二つ目としては、権利を授けられていないにもかかわらずこれを複製、または使用、漏えいすること。もう一つは、削除するよう、廃棄するように言われているにもかかわらずそれを行わず、その情報を隠匿しているという状況。そして四つ目としては、悪意転得者の取得、使用、漏えいです。

特に注目すべきは第2番目と第3番目ですけれども、この人がもともと権利を有さないでこうした行為を行なった場合は刑事责任を行わなければなりません。またその処罰も重いものになっていまして、5年以下の懲役刑または拘留という刑罰が法定刑です。罰金も大変な額が取られます。また、この情報を外国に漏らした場合は刑罰がさらに重くなります。刑罰として見ますと1年以上10年以下の懲役となって、これは非常に重いと言えます。

この法律を審議する立法委員たちも、台湾の中の情報をほかの国——例えば大陸も含まれていますけれども、そういった所に漏らす行為を行った

場合には、これを厳しく罰するべきだという声が上がっていました。この訴追要件としては親告罪が原則です。しかし一つ特徴的なものとして告訴可分というやり方を取っていまして、例えば2人被告がいて、そのうち違法行為を犯した人がいる場合には、その1人だけを訴えることができます。また、域外での利用であれば公訴罪となります。

(次号に続く)

台湾海峡をめぐる動向（2013年4月～5月）

政治対話に消極的な台湾、民間による対話推進を狙う中国

松本充豊（天理大学国際学部）

1. ボーアオ・アジア・フォーラムの開催

4月6日から8日までの3日間、中国・海南島博鳌（ボーアオ）で「ボーアオ・アジア・フォーラム」の2013年度年次総会が開催された。台湾からは前副総統の蕭萬長氏が参加し、8日には中国の習近平国家主席との会談が行われた。

蕭氏は5年前、副総統就任を控えて同フォーラムの2008年度年次総会に参加し、「正視現実、開創未来、擱置争議、追求双赢（現実を正視し、未来を開き、争点を棚上げし、相互利益を追求する）」という台湾の対中国政策の基本方針を提起した。これを受け中国側では、後に中国共産党の胡錦濤総書記が「建立互信、擱置争議、求同存異、共創双赢（相互信頼を確立し、争点を棚上げし、小異を残して大同につき、相互利益をともに創造する）」という中国側の対台湾政策の基本方針を示し、その後の中台関係の改善につながった。

注目された蕭氏と習氏との会談では、蕭氏が、両岸が共同してグローバリゼーションの新たな局面に向き合い、ビジョンを構築し、地域統合に参加することを提案した。そして、「鞏固互信、堅定向前、務實開展、深化合作」（相互信頼を強化し、しっかりと前を向いて、実務的に展開し、協力を深化させる）という16文字で、今後の中台関係に対する期待を述べた。

これを受け、習氏は、①両岸の同胞は家族であるとの理念に基づき両岸が経済協力を促進することを望む、②両岸が経済分野でハイレベルな対話と協調を深め、共同して経済協力を推進して新たな段階へと邁進することを望む、③両岸がECFA後続協議の交渉過程を加速し、経済協力の

制度のレベルを高めることを望む、そして④両岸の同胞が団結して協力し、共同して中華民族の偉大なる復興の実現に尽力することを望む、という4つの希望を表明した¹。

このほか、蕭氏は、台湾の経済発展の経験と価値は、アジアの地域経済統合の「資産」であり「負債」ではないと述べて、台湾はアジア太平洋地域の多角的な経済統合に参加すべきとの考えを強調した²。

2. 中国・四川省で大地震、台湾から救済支援

(1) 官民による救済支援

4月20日午前8時すぎ、中国の四川省雅安市蘆山県を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、死者約200人、負傷者1万3千人以上という大きな被害が出た。台湾では、地震発生直後から支援に向けた動きが始まった。馬英九総統は同日、中国側に対し哀悼の意とお見舞いを述べるとともに、台湾側は必要な救済支援を行う用意がある旨を伝えるよう、行政院大陸委員会（陸委会）に指示した³。また、台湾赤十字社や世界展望会などの民間団体も救援活動の準備に取り掛かった⁴。

22日には、行政院が2010年に中国で発生した青海玉樹地震や甘肃省舟曲県での土石流災害の前例を参考に、100万米ドルの義捐金を中国側に贈ることを決定した。この義捐金は台湾の海峡交流基金会（海基会）を通じて中国の海峡两岸關係協會（海協會）に渡された。また、陸委会も同日、内政部や外交部など関係省庁と国内の主要な民間慈善団体を集めて、今後の救済支援や復興支援に

ついて連絡と調整を行った⁵。翌23日には、馬総統もフェイスブックで地震の被害者に改めてお見舞いを述べるとともに、「ともに四川の被害者のために支援を行い、祈りを捧げてほしい」と読者に対して義捐金を呼びかけた⁶。

(2) 台商も多額の義捐金

今回の大地震の被害には中国でビジネスを展開する台湾企業（台商）も強い関心を寄せ、大手企業からは多額の義捐金が贈られた。鴻海精密工業と台湾プラスチックはそれぞれ5,000万人民元（約2.4億台湾元）、旺旺グループは500万人民元に加えて、創立者の蔡衍明氏個人が2,000万香港ドルを寄付した。寶成國際グループは被災地の復興支援に向けて現金1,000万人民元と同額の支援物資を提供した。このほかにも多数の大手企業から義捐金や支援物資が贈られたが、労働組合が募金活動を行った企業もあれば、従業員の1日分の給与を義捐金に充てた企業もあった。4月23日の段階で義捐金や支援物資の総額はすでに8億台湾元を超えた⁷。

(3) 中国・国台弁が支援受入状況を発表

中国・國務院台灣事務弁公室（国台弁）の楊毅報道官は5月15日の定例記者会見で、被災地への台湾からの義捐金が5月14日までに、約3億4,800万人民元（約57億900万円）に上ったことを明らかにした。このうち、2億4,800万人民元（約41億3,000万円）は義捐金の受付専用口座に振り込まれ、支援物資の総額は1,628万人民元（約2億7,000万円）となった。

楊報道官は「地震発生から1カ月が経過したが、台湾からの寄付は続いている。大陸側は被災地の状況と復興計画に応じて、台湾同胞からの寄付、物資を最も必要な場所に投入する。この場で再度被災地の住民を代表して、多数の台湾同胞が大きな災難が起きた際に示した同胞の深い情に対し

て、深謝したい」と述べた⁸。

3. 馬英九総統、「政治対話を急ぐ必要はない」

現在、中台関係の大きな焦点の一つとなっているのが、馬英九総統の2期目の任期中に政治対話が行われるかどうかという問題である。馬総統は、4月上旬と下旬に行われた『聯合報』と『中國時報』のインタビューのなかでこの問題について触れた。

『聯合報』とのインタビューで、馬総統は「政治対話は人々がいま必要としているものだろうか。おそらくそうではないだろう」と語り、中国との政治対話を「急ぐ必要はない」との認識を示した。また、中国との交渉は漸進的なやり方で進めなければならないと強調した。

昨秋の中国共産党第18回党大会では、胡錦濤総書記（当時）が政治報告のなかで「国家がまだ統一されていない特殊な状況の下での両岸の政治関係を検討し、情理にかなった処置を行う」ことを望むと述べたが、馬総統はこれに対して「中華民国は20年も前にまさにそうした処置、すなわち憲法改正を行っている」と述べた。「当時の憲法改正で中台関係は明確に位置づけられた」と指摘したうえで、「対等であることは重要で、我々は相手を共匪と呼びはしない」と語った。

『中國時報』とのインタビューでは、馬総統は、中国側は「安定のなかに進歩を求める」と繰り返し表明しているので、台湾に対して如何なる圧力もかけてくることはないとの見方を示した。そして、もし政治対話を行わねばならないのなら、「では、何を話すのか？」と語り、「政治で何かをやるには、台湾では機が熟していない」との認識を示した。「両岸は政治対話を行うべきだと主張する者は少なくないが、誰一人として具体的に何を話すべきなののはっきりとは語っていない」と指摘し、「皆に一致した意見がないのに、なぜ急がねば

ならないのか？」とも述べた¹⁰。

4. 海峡两岸関係協会の新会長に陳徳銘氏

中国・海峡两岸関係協会（海協会）では4月26日の理事会で、陳雲林会長の退任に伴い、前商務部長（大臣）の陳徳銘氏が新たな会長に就任することが決まった。陳氏は今年64歳、南京大学国際商業院管理系を卒業後、台湾企業が多く進出する江蘇省蘇州市の市長、書記などを歴任し、2008年から商務部長を務め、今年3月に退任した。

陳氏は、「两岸の経済協力を深化させることが現段階の两岸協議の優先課題であり重点である」としたうえで、「その余地と潜在力はまだまだ大きい」と述べた。また、「世界経済がまさに調整期に入ろうとしており、それと同時に地域経済統合の発展も迅速である」との認識を示し、「两岸はこうした挑戦に直面するなかで、経済関係の正常化、貿易の自由化を推進し、互いに協力して国際競争力を高めて、世界経済の調整過程において機先を制さなければならない」と強調した¹¹。

前任の商務部長であり、産業や国際経済協力に詳しい陳氏の海协会会長就任は、中国側の対台湾工作が、两岸による経済協定の締結から、地域経済統合にまたがる問題へと重点を移しつつあることを示すものといえよう。

5. 海协会前会長の陳雲林氏、訪台

中国・海协会会長を退任したばかりの陳雲林氏が、国民党名誉主席の連戦氏と两岸和平基金会の招待を受けて、5月6日から8日間の日程で台湾を訪れた。陳氏は、台湾の友人たちに会うこと、台湾側の海基会の友人たちへの挨拶、そして海协会顧問として两岸和平基金会の関係者と意見交換を行うことが今回の訪台の目的であるとしたうえで、「今後も限りある力を两岸の人民のための仕

事に注ぎ込みたい」と語った¹²。

7日、陳氏は海基会の林中森董事長と会談した。陳氏は、国際経済での各国間の競争が激しさを増すなか、最近周辺のある国が台湾の産業の優位性を奪い取ろうとしていると述べて、两岸の産業が相互に助け合い協力する必要性を強調した¹³。9日には台南を訪問し、連戦氏や奇美実業の創始者・許文龍氏らとともに台南の観光地を見学した。陳氏は「海协会会長当時に一度来てみたいと思っていたが、公務が忙しく実現できなかった。やっと念願が叶ってうれしい」と感想を述べた¹⁴。その後、11日には花蓮、宜蘭を訪れ¹⁵、12日には宋楚瑜氏をはじめ親民党の関係者らと昼食をともにした¹⁶。

6. 「辜汪会談」20周年記念行事の開催

（1）馬英九総統の挨拶

「辜汪会談」（中国では「汪辜会談」と称される）開催20周年を記念する行事が台湾と中国で開催された。「辜汪会談」とは、1993年4月27日～29日にかけてシンガポールで行われた台湾・海基会の辜振甫董事長（当時）と中国・海协会の汪道涵会長（当時）による第1回目の中台交流窓口トップ会談のことである。

台湾では4月29日、海基会主催による記念行事が行われた。これに出席した馬英九総統は挨拶のなかで、「『辜汪会談』は两岸関係の新段階を切り開き、交渉によって敵意を和らげ、協議で対抗に取って替えた」と述べて、「两岸の平和のために不朽の一里塚を築いた」との評価を示した。そのうえで、馬総統は今後の対中政策および中台関係について、「国内外を問わず、我々は『二つの中国』、『一つの中国、一つの台湾』、あるいは『台湾独立』のいずれも推進することはない」と明言した¹⁷。

なお、この記念行事には、「辜汪会談」実現の台湾側の立役者だった李登輝氏（当時、総統）、連戦

氏（当時、行政院長）は招待されなかった¹⁸。

（2）台北フォーラム主催の記念座談会

4月28日には、台北フォーラム（「台北論壇基金会」）主催の座談会が開催された。ここでは、台湾が中国との政治対話を開始すべきかどうかについて、出席者から様々な意見が表明された。

前副総統の蕭萬長氏は、「両岸では60年以上も別々に統治が行われてきたため、互いの政治的な観点、認知には依然として相当大きな違いがある。それを短期間に解決するにはまだ機が熟していない」との認識を示した。国民党名誉主席の吳伯雄氏も、「もし台湾内部での意見の不一致を減らすことができないようなら、いま政治問題を語ることはリスクと困難を伴う」と述べた。

そうしたなかで、海基会前会長の江丙坤氏だけが、政治対話に前向きな姿勢を示した。江氏は、「馬英九総統は今後3年間の残された任期を利用して、大陸側との軍事相互信頼メカニズムの確立と平和協定の締結を含む政治議題の解決を実現させるべきである」との考えを表明した¹⁹。

（3）北京でも記念行事を開催

中国でも4月26日から「汪辜会談」を記念する行事が北京・人民大会堂で行われた。この記念行事には、全国政治協商會議の俞正声主席（党中央対台工作領導小組副組長）、楊潔篪國務委員（党中央対台工作領導小組秘書長）、国台弁の張志軍主任、海協会の陳德銘会長ら対台湾工作部門の要人が出席して、それぞれ演説を行った。

俞正声氏は、「『汪辜会談』は両岸関係が歴史的な重要な一步を踏み出したもので、両岸関係が前進するうえでの重要な一里塚となった」とその意義を強調した。また、同会談は「両岸の協議の基礎としての『92年コンセンサス』の重要性を明確にし、それが掲げる対話により対抗に替え、協議により協力を促進するという精神は、今も両岸関

係の現在と未来を切り開いている」と評価した。そして、「我々は両岸双方が引き続き両岸協議を積極的に促進し絶えず新たな成果を手にし、共同で両岸関係の平和的発展を推進し、両岸の同胞が団結して連携することを鼓舞し、心を同じくして中華民族の偉大なる復興という中国の夢を実現することを望んでいる」と述べた²⁰。

（4）政治対話をめぐる発言

台湾での記念行事とは対照的に、中国では中台間の政治対話をめぐって前向きな発言が相次いだ。楊潔篪氏は、「両岸関係の長期的な発展に目を向けて、我々は両岸の民間による政治対話を奨励し、コンセンサスを積み重ね、今後の両岸協議が政治的分岐の問題を解決するための条件を徐々に創造し、全面的に両岸関係の平和的発展を推進するために新たな推進力を増やしていく」と述べた²¹。張志軍主任は、「今年の工作の方向性は『漸進的に推進し、全面的に発展する』と概括できる」としたうえで、「我々は引き続き両岸双方の政治的相互信頼の強化を促し、一つの中国の立場を堅持して連接点を探求し、共同点を拡大し、一つの中国の枠組みを維持するという共同の認識を増進させねばならない」と強調した²²。

さらに、陳徳銘氏は、「今後の両会（海協会と海基会）の交渉とやり取りでは、我々は引き続き『92年コンセンサス』をしっかりと堅持し維持して、大陸と台湾は同じく一つの中国に属しているとの共通認識を強固なものにし、絶えず積み重ねて、両岸の政治的相互信頼を強化して、両岸の交渉にとってより有利な条件を創造し、さらに広い前途を切り拓かねばならない」と述べた。そして、「我々は、両岸関係の発展は易しいことから先に、難しいことは後で、順を追って一歩一歩進めるという基本方針に従わねばならないが、しかし人為的にタブーを設けるべきではない」と強調し、「両岸関係の発展が深まるにつれて、双方は結局政治

的な難題を解決する道を実務的に探さねばならない。海協会は両岸の学術機構や関係者が政治問題に関する交流や議論を行うことを支持し、両岸の民間による政治対話を支持する」と表明した²³。以上の発言からは、中国側が台湾側との政治対話、とくに民間による政治対話を進めていこうとする姿勢が明確にうかがえる。

7. 中国問題をめぐる民進党の動き

(1) 中国のシンクタンクとの対話を検討

民進党中国事務部の洪財隆主任は4月9日、民進党中央が同党のシンクタンク「新境界文教基金会」を通じて中国のシンクタンクとの学術シンポジウムの開催を検討していることを明らかにした。同党の林俊憲スポークスマンは、「民進党のシンクタンクはこれまで中国のシンクタンクとのシンポジウムを共催した経験はなく、実現すれば同党の中国との交流にとって大きな前進となり、民進党と中国のシンクタンクが初めて正式に向かい合って行うセカンドトラックによる対話と見なすことができる」との認識を示した。

中国側では先頃、国台弁の張志軍主任が、民間が先行して政治対話をを行い、民間のシンクタンクが「平和フォーラム」を開催することを奨励しなければならないとの考えを示した。これについて、洪主任は、中国側が民間による「平和フォーラム」の開催に向けた機運を高めようとしていることに民進党も注目しているとしながらも、同党が検討しているシンポジウムは「全方位の対話」であり、政治議題を議論するのではなく、中国側と民主や人権といった議題を含んだ社会議題の対話をを行うことを強く希望していると述べた。

(2) 「台湾独立、建国に市場はない」

4月23日、台灣守護民主平台協會主催のシンポジウムで、國立清華大學人文社會學系副教授の

姚人多氏が発言した内容が話題となった。「民進党が苦境に立たされているのは、『92年コンセンサス』と同列の代替物を提出できないからだ」との見解を示したうえで、「台湾独立、建国という主張はすでに市場を失っており、大多数の住民を説得して独立できると信じさせる時代は過ぎた」と述べた²⁴。実は、姚氏は蔡英文氏の重要幕僚の一人と見られている人物である。その姚氏による、上記のような発言は民進党関係者のあいだで議論を呼ぶことになった。

この発言に対し、民進党は24日、姚氏個人の発言であるとの認識を示した²⁵。蔡英文氏も同日、個人にはそれぞれ異なる考えがあるが、自分たちはすでに主権独立国家であると信じていることが我々の最大公約数であるとの見解を示した²⁶。

(3) 執寛敏氏の発言

台湾独立派の長老とされる執寛敏からも注目発言が飛び出した。執氏は「台湾はすでに完全な、独立した国家であるのだから、いまはもう独立の問題は存在せず、正常な国家であるかどうかということが問題だ」との見解を示した。台湾独立を追求してきた執氏の従来の立場と大きく異なる発言について、執氏は「私の頭も進歩したので、賢くなっただろう」と語った。

執氏は、国家の正常化は台湾の次の段階の努力目標であると指摘し、台湾憲法の制定はそれを実現する重要な一歩であるとしながらも、中華民国憲法が存在する現状を尊重する態度も示している。ただし、執氏は「自分も中華民国憲法を承認しているが、謝長廷氏の『憲法各表』とは完全に異なる」と強調している。「なぜなら、謝氏は現在の憲法を肯定しているが、執氏は正常国家となることを主張しているので、現在の憲法を改めてしまう必要があるからだ」と述べている²⁷。

(4) 民進党、中国事務委員会の初会合を開催

民進党は5月10日、中国事務委員会の初会合を開いた。召集人を務める蘇貞昌主席をはじめ、謝長廷氏（元行政院長）、游錫堃氏（元行政院長）、蔡英文氏（前党主席）、邱義仁氏（元国家安全會議秘書長）、呉乃仁氏（元党秘書長）、陳菊氏（高雄市長）、賴清德氏（台南市長）、柯建銘氏（立法院党団総召集人）ら9名の委員全員が顔をそろえた。

中国事務委員会の設置は、昨年5月に蘇貞昌氏が党主席に当選した際に表明したものである。当初は謝長廷氏の召集人就任が有力視されていたが、党内に異論があったことから、最終的には蘇氏自身が兼務することになった。その後の経余曲折を経て、本年5月1日によくやく委員の名簿が発表された²⁸。そこには同委員会への参加を断った謝氏の名前はなかったが、その直後に蔡英文氏が謝氏を委員に加えるよう主張し、陳菊氏も名簿発表前、蘇主席に同様の進言を行っていたことが伝えられた²⁹。最終的には、5月6日、蘇主席が改めて謝氏に参加を要請し、謝氏もそれを受諾した³⁰。

初会合では、中華民国憲法をめぐって謝長廷氏と邱義仁氏との激しい議論が繰り広げられた。「憲法各表」を訴える謝氏が「憲法と党綱領に違反しなければ、民進党と共産党は当然交流できる」と主張したのに対し、邱氏は「謝氏は憲法に違反してはならない」というが、憲法を両岸交流の前提として掲げる必要はない」と述べたうえで、「我々は本心からこの憲法を受け入れているのではなく、やむを得ない選択だ」と強く主張したという。党内有力者が一堂に会する形となった中国事務委員会だが、民進党内に存在する党の路線に関する矛盾をそのまま抱え込んだ形となったようだ³¹。なお、謝氏は4月初旬にも、「民進党の両岸政策は国民党とあまりに違いすぎてはいけない、そうでないと台湾は分裂してしまう」との考えを示しており、「民進党の中国政策は失敗だった」との発言

には、民進党内からの反発も起こった³²。

(5) 蘇貞昌主席、「もう台湾独立を叫ぶ必要はない」

5月29日、民進党の蘇貞昌主席は記者団に対して、「新疆やチベットと異なり、台湾は主権国家で、すでに独立している」としたうえで、「最も重要なのは国家建設であり、再び台湾独立を掲げる必要はない」との認識を示した。蘇氏は、「民進党と共産党との交流は、如何なるレベルの対話のルートでも可能である」と強調した。そして、民進党の主席として、蘇氏の对中国政策の立場は「台湾前途決議文」であると語り、戦略の検討は中国事務委員会で行うと述べた³³。

8. 台湾・中国のサービス貿易協定まとめ

中台間のサービス貿易協定の内容がまとめた。経済部が提出した資料によると、中国が台湾に対してWTOで承諾した項目を上回る65項目の開放を承諾したという。陸委会の王郁琦主任委員と経済部の卓士昭次長（次官）が5月2日、立法院で同協定の開放項目とその台湾への影響について説明を行った。

中国の台湾に対する開放内容は、①台湾企業の単独投資の開放、または持ち株比率の上限引き上げ、②台湾系企業が提供できる業務範囲または対象地域の拡大、③台湾企業による中国でのサービス業経営の利便化、などが含まれている。そのうち最も注目されているのは電子商取引で、台湾企業が福建省に開設する営業拠点の持ち株比率を55%にまで高めることが認められた。これは、中国がWTOで行っていた承諾を上回る優遇措置となっている。また、福建省で開設されたサイトは中国全体を結ぶことが可能で、営業対象地域は福建省に限定されない。

文化・クリエイティブ産業では、台湾からの書

籍輸入の審査手続きが簡素化され、これにより輸入がスピードアップされる。これは、中国本土と香港とのCEPA（経済・貿易関係緊密化協定）には盛り込まれていないものであるという。運輸では、台湾企業が合弁で中国の都市間の定期旅客輸送業務を経営すること、単独資本で貨物輸送ステーションを開設すること、そして合弁で貨物・旅客両用ステーションを開設することが認められる。海運では、福建省で単独資本による港湾での積み下ろし、コンテナヤードの経営が認められ、資本額や支社開設で中国企業と同等の条件が提供される。航空では、台湾企業による単独資本での航空運輸代理業の経営が認められ、最低資本額は中国企業に準じたものとなる。医療では、これまでのECFA（两岸経済協力枠組み協定）のアーリーハーベスト・リストでは上海市、江蘇省、福建省、広東省、海南省に限られていた台湾資本による病院開設地点が、21の省都、4つの直轄市にまで広げられる。電信では、台湾企業によるインターネット・プロバイダーサービス、コールセンター、オフショア顧客サービスセンターなどの経営が認められた。ただし、持ち株比率には上限が設けられる³⁴。

なお、このサービス貿易協定は、ECFAの後続協議であり、中台間で調印される19番目の協定となる。6月にも開催される中台交流窓口の第9回トップ会談で調印の見通しとなった。

9. 馬英九総統就任5周年の世論調査

台湾・『聯合報』は5月14日、馬英九総統の就任5年目を前に実施された世論調査の結果を発表した。

それによると、過去1年間を通じて、中台関係と外交面での馬総統に対する住民の満足度は約4割ないし4割を超えていたのに対し、全体的な施政に対する満足度はわずか21%と過去最低を記

録し、不満と答えた割合は69.7%と過去最高の数字となった。馬総統の残りの任期となる今後3年間については、57.5%が経済問題（景気の回復）を最優先すべきだと考えており、中台関係の発展を優先すべきと考えているのはわずか1.8%だった。

中台関係に関わる問題について細かく見てみると、馬総統の2期目に入って以来、政府が推進する両岸交流のスピードに「満足」と答えたのは44.9%、「不満」と答えたのは39.7%となっている。中台間で引き続き経済・文化交流を拡大させことが「必要である」と答えたのは57.1%、「必要でない」と答えたのは31.7%だった。

中台の政治対話については、馬総統は2期目の任期中に中国側との政府レベルでの政治対話を「行うべき」と答えたのは43.7%、「行うべきでない」と答えたのが40.8%となっている。両者の差はあまり大きくはなく、この問題では台湾の民意が割れていることが見て取れる。なお、馬総統が掲げる地域平和という外交政策に対しては、「満足」と答えたのは55.4%、「不満」と答えたのは31.7%となった³⁵。

10. 中国が台湾の「中華文化基本教材」を導入

台湾の高校向けの国学教材「中華文化基本教材」（以下、「基本教材」）が中国の高校でも使われることになった。中国の中華書局は本年7月、同教材をベースにした「中華文化基礎教材」（以下、「基礎教材」）を刊行する。中国の「基礎教材」では、台湾の「基本教材」に掲載された台湾の事例を中国の事例に差し替えて、中国大陸での言語習慣と合わない表現についても適宜修正が施されるが、その他については「基本教材」の内容や構成がそのまま踏襲される。「基礎教材」は、今秋の新学期から北京四中など全国30校あまりの有名高校で試験的に採用される見通しである。

今回、中華書局が「基礎教材」を取り入れたのは、高校レベルの伝統文化教育に新たな模範教材を提供し、学生に対する教育と中華民族の優れた伝統文化の伝承を通じて、民族感情と世界的視野を兼ね備えた現代の中国人を育てるという趣旨によるものである。同教材は、単に国学の古典を整理するだけでなく、西洋の著名な思想家の名言も多数引用され、また現代人の観点やグローバル化の視野から伝統的な儒学の經典に多角的な注釈を施しているとして、中国の国学研究の専門家からも高く評価されている。

台湾では、1960年代から高校で「中華文化基本教材」を用いた授業科目が設置され、『論語』『孟子』『中庸』『大学』の四書は高校3年生の必修科目とされていた。しかし、民進党政権期には同政権が推進した「脱中国化」の一環として、「基本教材」を使った科目は「選修」(選択学習)科目に格下げされた。昨年、2年間に4単位履修する「必選」(選択必修)科目に改められたが、現在四書は単独で大学の試験科目には入っていない。

中華書局は「基礎教材」を基礎として、北京四中、衡水中学、合肥一中、武漢四中、華南師範大学附属中学など著名な高校と協力して、中華伝統文化教学研究の拠点づくりを行い、国内の高校を対象とした中華伝統文化の教育サービスシステムの確立を目指すという³⁶。

11. 台湾・『聯合報』、中国の対台湾工作部門の要人にインタビュー

台湾の『聯合報』は5月末、中国の対台湾工作部門の要人とのインタビューの模様を掲載した。インタビューを受けたのは、政治協商會議主席の俞正声氏、國務院台灣事務弁公室主任の張志軍氏、そして海峡两岸關係協會会長の陳德銘氏の3名で、対台湾工作部門の要人が台湾のメディアのインタビューを受けるのは今回が初めてである。以

下では、彼らの発言の主な内容と、それに対する台湾側の反応について紹介する。

(1) 俞正声氏の発言

俞正声氏は、「情理にかなった処置を行う」という表現に関連して、「国家がまだ統一される前の両岸の政治関係は『進行式』のものである」と語った。「それは実践のなかで絶えず探求し協議する必要がある」と指摘し、「それには既成のモデルなどはなく、両岸双方が向かい合って進み共同で努力することによって決まる」と述べた。この「向き合って進む」とは、皆が「一つの中国」の目標に向かって進むことを意味するのだという。そして、「両岸は経済協力を増やさねばならず、台湾と大陸が一体となれば双方にとってプラスとなる。文化交流は中華文化に対するアイデンティティを強め、ともに中華民族の子孫であるとのアイデンティティを強めることができる。政治交流はまずは戦争状態を解除し、平和協定を締結することで、これも情理にかなった処置を行うことである」と述べた³⁷。

また、俞氏は、民進党との関係について、「台湾独立を主張しなくなれば、我々はすぐに彼らと接触することになろう。台湾独立を掲げさえしなければ、その他はみな両岸関係が前進するなかでの波瀾にすぎず、みな必ず解決できるものだ」と語った。

さらに、「台湾側が中国資本に対してもっと開放すれば、多くの中国資本は台湾に進出する」との見方を示し、「中国資本の台湾への進出にとつての障害は中国側ではなく、主に台湾側にある。制限を減らすべきだ。中国資本の台湾への進出は、両岸の経済をさらに緊密に結合させるだけだ。平和的発展の局面を逆転させてはならない」と述べた³⁸。

(2) 張志軍氏の発言

張志軍主任は、「両岸の政治問題は早晚直面する問題だが、そんなに容易に処理できる問題ではない。しかし、何も話し合わずに問題は解決できない」との認識を示したうえで、「我々は民間の専門家、学者、シンクタンクがまず話し合うこと、まず民間から進めることを奨励している」と述べた。

「情理にかなった処置を行う」ことに関連して、張氏は「我々は台湾側の意見を聞いてみたい」と語り、「さらに難しいことも話し合ってこそ、双方の相互信頼を増進させることができるので」と強調した。そして、「現実的な問題を考慮したうえで、一つの中国の基礎のうえで、双方が受け入れられる方法を追求すること、それが情理にかなった処置を行うということだ」と述べた。

また、台湾の地域経済統合への参加について、「台湾にとって最も有効で、コストが最も低く、最も手っ取り早い方法は、両岸の経済交流と協力を深化させることだ」と語り、「両岸の経済協力は台湾が地域経済統合に加わるための架け橋を提供している」と述べた。「我々は、両岸の経済協力を推進すると同時に、台湾が地域経済統合に参加するための実行可能な道を追求できる」としたうえで、「この点で我々には台湾側の具体的な考え方を理解する必要もある。双方がまず意思疎通を行い、そのプロセスは実は互いに政治的相互信頼を確立するプロセスでもある」と述べた。

現在、中台間で協議が進められている海協会と海基会による事務機構の相互設置問題については、張氏は「事務所の位置づけの問題で、国と国との関係ではなく、外交意義上の領事館ではないと台湾側の主張に注意している」と語り、事務機構の機能は各領域での交流を便利にし、両岸の民衆のニーズを満たすためのものであるとの見解を示した³⁹。

(3) 陳徳銘氏の発言

陳徳銘会長は、サービス貿易協定では、中国側の台湾側に対する優遇措置がWTOに対する承諾を超えるものとなると明らかにしたうえで、「両岸は年末頃、物品貿易と紛争解決メカニズムについて合意に達することができるだろう。そのとき両岸の経済協力での合意は一般的なFTAの水準よりも少し高いものとなる」との見通しを示した⁴⁰。

その一方で、台湾側への注文も出している。陳氏は、「WTOのメンバーは互いに最惠国待遇を与えなければならないが、ECFAの後続協議では、現在台湾が他のメンバーに与えている待遇の多くが、中国にはまだ与えられていない」と指摘し、「中国側は台湾で生産され、市場の需要を満たしている農産品の開放は求めないが、台湾での生産が行われているものの、輸入により市場の需要を賄っている農産品については、台湾側は中国側への開放を考えるべきだ」と主張した。そして、「台湾はもう少し利益を与える必要があるのではないか？私の後ろにも説得しなければならない13億人がいるのだ」と語っている⁴¹。

(4) 陸委会

台湾側の反応として、まずは陸委会のコメントを紹介する。中国側が政治対話を積極的に打ち出したことに対して、陸委会の呉美紅スポーツマンは「両岸は政治対話という議題において依然として意見の不一致があり、まだ慎重に考慮する必要がある。現在、政治対話を実行する条件は成熟していない」と述べた⁴²。

中台間の政治対話については、陸委会の王郁琦主任委員も「現在のところ差し迫った問題ではない」との認識を示している。海基会と海協会による事務機構の相互設置については、「台湾側は現時点では国旗・国章に関する議論を棚上げし、事務機構が旅行ビザと人道的な捜索といった実質的

な機能を保持できるよう努めたい」との方針を示し、「海基会の事務機構はまずは北京に代表処を置き、その後に上海と杭州に支所を設けることになる」との見通しを明らかにしている。さらに、王氏は「海協会が台湾に設置した事務機構は台湾の選挙に絶対に介入してはならないなど、事務機構の行動規範も定めたい」としている⁴³。

(5) 海基会

台湾側は中国側に対して利を譲るのが少なすぎると陳徳銘氏が発言したことを受け、海基会の林中森董事長は5月24日、両岸の各協定において「利益を譲るという問題は存在せず、みな互いに利益を得られるようなWINWINな関係ものだ」と述べた。

この点に関連して、陸委会も「両岸はWTOに参加した基礎も異なり、両岸の経済規模と条件も大きな違いがある。大陸側もこの点を理解して、両岸の貿易の往来が真に双方が利益を得て、互恵的関係となるよう望んでいる」とコメントしている⁴⁴。

(6) 国民党

国民党大陸事務部の高輝主任は、「両岸の政治

会談についてはまだ機が熟していない」と語り、「どのように機を熟させるかは、両岸が共同で向かい合うべき問題である」と指摘した。さらに、「政治対話は、強く進めようとすると、かえってうまく進まない。台湾の多元的で、民主的な声を、大陸側は無視することなどできない」と述べた⁴⁵。

(7) 民進党

民進党中国事務部の洪財隆主任は、俞正声氏の「民進党が台湾独立を掲げなければ、我々はすぐに彼らと接触する」と発言したことを受け、「我々が必要なのは誠意ある意思疎通であり、あらかじめ前提を設けることではない」との見解を示した⁴⁶。

蘇貞昌主席は「中国が誠意をもって意思疎通し、交流するのなら、如何なる枠組みも設けてはいけないし、あれこれ言ってはいけない」と述べた。謝長廷氏も「民進党と共産党は違いがある、だからこそ交流が必要なのだ」と語り、「そうすることで誤解と敵意をなくすべきなのであり、自分と同じように改めないと交流できないというものではなく、そんなのは現実離れしている」と語った⁴⁷。

- ¹ 「习近平：两岸同胞要共同为实现中华民族伟大复兴的中国梦而努力奋斗（2013-04-08）」中国・国务院台湾事務办公室ウェブサイト (http://www.gwytb.gov.cn/wyly/201304/t20130408_4054049.htm)、2013年4月9日閲覧。
- ² 「蕭習會蕭倡參與區域經濟整合」『聯合報』2013年4月9日。
- ³ 「政府對大陸四川雅安震災表達關切慰問及協助意願（2013-04-20）」台湾・行政院大陸委員会ウェブサイト (<http://www.mac.gov.tw/public/Attachment/342210385223.pdf>)、2013年4月25日閲覧。
- ⁴ 「台灣紅會、世展會救援啟動」『聯合報』2013年4月21日。
- ⁵ 「人道關懷政府捐助美金100萬元協助大陸震災（2013-04-22）」台湾・行政院大陸委員会ウェブサイト (台湾・行政院大陸委員会ウェブサイト (<http://www.mac.gov.tw/public/Attachment/342210385223.pdf>)、2013年4月25日閲覧。
- ⁶ 「馬英九總統がフェイスブックで四川雅安地震の被災者に慰問の意を表明、義捐金も呼びかけ（2013/4/24）」『台湾週報』ウェブサイト (<http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=372520&ctNode=3591&mp=202&nowPage=3 &pageSize=45>)、2013年4月25日閲覧。
- ⁷ 「跨海助川震台灣企業捐逾8億」『聯合報』2013年4月23日。
- ⁸ 「国台办新闻发布会辑录（2013-05-15）」中国・国台办ウェブサイト (http://www.gwytb.gov.cn/xwfbh/201305/t_20130517_4216968.htm)、2013年5月20日閲覧。
- ⁹ 「本報專訪談兩岸談判『應該漸進式』馬：人民現在要政治對話嗎」『聯合報』2013年4月9日。
- ¹⁰ 「本報專訪馬英九總統兩岸政治對話馬：何必急」『中國時報』2013年4月21日。

- ¹¹ 「陳德銘：加速兩岸貿易自由化接任海協會會長，力爭上半年舉行「林陳會」，並完成簽署服貿協議」『工商時報』2013年4月27日。
- ¹² 「前海協會會長陳雲林訪台：續推兩岸交流」『中國時報』2013年5月7日。
- ¹³ 「卸任後首度來台，與海基會董事長林中森會面陳雲林暗示韓要減台產業」『工商時報』2013年5月8日。
- ¹⁴ 「『卸任前就想來玩』陳雲林暢遊台南」『中國時報』2013年5月10日。
- ¹⁵ 「陳雲林：為兩岸奉獻最好歲月」『中國時報』2013年5月12日。
- ¹⁶ 「陳雲林：宋楚瑜破冰訪陸受委屈」『中國時報』2013年5月13日。
- ¹⁷ 「總統出席『辜汪會談20週年』紀念茶會（中華民國102年04月29日）」中華民國總統府ウェブサイト (<http://www.president.gov.tw/Default.aspx?tabid=131&itemid=29730&rmid=514&size=100>)、2013年4月30日閲覧。
- ¹⁸ 「辜汪20年上周紀念茶會漏了當年推手未邀李連『不合情理』」『聯合報』2013年5月5日。
- ¹⁹ 「黨國大老認不宜江丙坤獨排眾議」『聯合報』2013年4月29日。
- ²⁰ 「紀念汪辜會談20周年活動舉行俞正聲提四點希望（2013年04月26日16:32）」人民網ウェブサイト (http://tw.people.com.cn/n/2013/0426/c_14657-21297891.html)、2013年4月30日閲覧。
- ²¹ 「楊洁篪国务委员出席海协会第三届理事会第一次会议暨纪念“汪辜会谈”20周年活动并发表重要讲话（2013-04-26）」中国・国台弁ウェブサイト (http://www.gwytb.gov.cn/wyly/201305/t_20130503_4161181.htm)、2013年4月30日閲覧。
- ²² 「張志軍主任出席海协会第三届理事会第一次会议暨纪念“汪辜会谈”20周年活动并讲话（2013-04-26）」中国・国台弁ウェブサイト (http://www.gwytb.gov.cn/wyly/201305/t_20130503_4161178.htm)、2013年4月30日閲覧。
- ²³ 「陈德铭会长在海协会第三届理事会第一次会议暨纪念“汪辜会谈”20周年活动上发表讲话（2013-04-26）」中国・国台弁ウェブサイト (http://www.gwytb.gov.cn/wyly/201305/t_20130503_4161164.htm)、2013年4月30日閲覧。
- ²⁴ 「小英幕僚姚人多：台獨建國已沒市場」『中國時報』2013年4月24日。
- ²⁵ 「台獨沒市場？小英前幕僚姚人多言論起漣漪」『聯合晚報』2013年4月24日。
- ²⁶ 「選總統？蔡英文：由人民決定」『中國時報』2013年4月25日。
- ²⁷ 「辜：我變聰明了台灣無獨立問題」『中國時報』2013年4月25日。
- ²⁸ 「綠中國事務會名單公布沒謝長廷」『中國時報』2013年5月2日。
- ²⁹ 「綠中委8缺1 蔡：應力邀請加入」『中國時報』2013年5月3日。
- ³⁰ 「謝長廷允入民進黨中國事務會」『中國時報』2013年5月7日。
- ³¹ 「謝長廷 邱義仁舌戰憲法各表」『聯合報』2013年5月10日。
- ³² 「兩岸政治談判？卜睿哲：台灣還沒準備好」『聯合報』2013年4月10日
- ³³ 「蘇貞昌：建設國家為重不必再喊台獨」『聯合報』2013年5月24日。
- ³⁴ 「兩岸服務貿易協議談判完成陸對我開放65項超WTO待遇最大亮點：電子商務最大突破：文創事業另及運輸、醫療、電信年底前可望生效」、「兩岸服務貿易協議我對陸開放55項2/3低於WTO承諾我對大陸開放／集中在金融、醫療、旅行社等項」『聯合報』2013年5月3日、「兩岸服貿協議本月簽署取得旅行社比照陸企待遇等65項承諾開放55項幅度不如對方陸大讓利我享超WTO待遇」『經濟日報』2013年5月6日。
- ³⁵ 「聯合報民調馬聲望跌至21% 58%促馬拼經濟」、「馬兩岸外交政策肯定多於批評」、「五成五支持區域和平政策」、「經濟有感57%支持深化兩岸交流」、「政治談判準備工作應未雨綢繆」『聯合報』2013年5月14日。
- ³⁶ 「陸引進我中華基本教材」「高中讀四書一度變選修我去年改回必選」『聯合報』2013年5月21日、「《短評》文化教材我丟陸檢？」『中國時報』2013年5月22日、「陸30所高中啟用台灣國學教材」『中國時報』2013年5月29日。
- ³⁷ 「俞正聲：兩岸政治關係是進行式」『聯合報』2013年5月23日。
- ³⁸ 「俞正聲：不搞法理台獨就與民進黨接觸」『聯合報』2013年5月23日。
- ³⁹ 「張志軍：一中框架九二共識建構兩岸政治安排」『聯合報』2013年5月23日。
- ⁴⁰ 「服務貿易協議：『給惠，將超過對WTO承諾』」『聯合報』2013年5月24日。
- ⁴¹ 「陳德銘：ECFA協商台灣總要給一點吧」『聯合報』2013年5月24日。
- ⁴² 「陸委會：政治談判條件不成熟」『聯合報』2013年5月24日。
- ⁴³ 「王郁琦：登陸設處爭簽證、人道探視」『聯合報』2013年5月8日、「王郁琦籲陸撤飛彈互不否認治權」『中國時報』2013年5月8日。
- ⁴⁴ 「林森中：兩岸互利雙贏沒讓利問題」『聯合報』2013年5月24日。
- ⁴⁵ 「國民黨：政治會談兩岸須等時機成熟」『聯合報』2013年5月24日。
- ⁴⁶ 「綠：陸需誠意溝通不需預設前提」『聯合報』2013年5月24日。
- ⁴⁷ 「降低敵意謝長廷：民進黨共產黨有差異才要交流」『聯合報』2013年5月24日。

2013年第1四半期の国民所得及び2013年通年の経済見通し

2013年5月24日 行政院主計処発表

I 概要

行政院主計処は、5月24日、国民所得統計評価審査委員会を開催し、2012年第4四半期の国民所得統計の修正、2013年第1四半期の国民所得統計（速報値）及び2013年通年の経済見通しの審議を行い、結果を発表した。

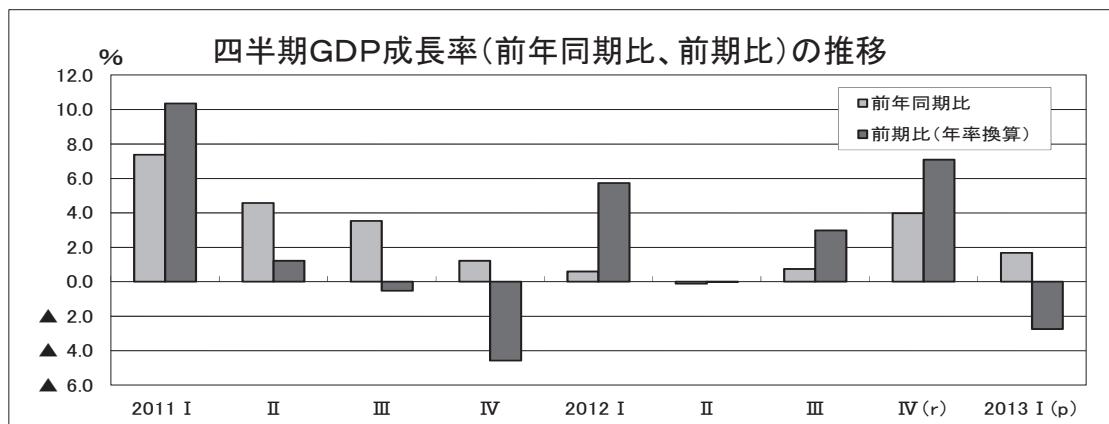
- (1) 2012年第4四半期 GDP の前期比成長率（季節調整後、年率換算値(saar)）は+ 7.08% に、前年同期比成長率（yoym）は+ 3.97%（修正前+ 3.72%）に修正した。また、第1四半期+ 0.59%、第2四半期▲ 0.12%及び第3四半期+ 0.73%と併せた2012年通年の経済成長率は1.32%となり、前回の推計値（+ 1.26%）から0.06%ポイントの上方修正となった。同年の一人当たりGDPは2万386米ドル、一人当たりGNPは2万1,042米ドル。
- (2) 2013年第1四半期の前期比成長率（季節調整後(saar)）は▲ 2.75%、前年同期比成長率（yoym）は+ 1.67%（4月時点の予測値+ 1.54%）となった。
- (3) 2013年第2、第3、第4四半期（季節調整後(saar)）は、それぞれ+ 1.26%、+ 6.13%、

+ 7.17%、前年同期比成長率（yoym）はそれぞれ+ 1.98%、+ 2.86%、+ 2.98%）となつた。これらを含めた2013年通年の経済成長率は+ 2.40%となる見通しであり、2月時点の予測値（+ 3.59%）より1.19%ポイントの下方修正。また同年の一人当たりGDPは2万684米ドル、一人当たりGNPは2万1,308米ドル、CPIは+ 1.23%となる見通し。

II 国民所得統計及び予測

1. 2012年の経済成長率 + 1.32%

- (1) 2012年第4四半期は、最新の主要指標に基づいて修正を行った結果、季節調整後の対前年同期比成長率(saqr)は+ 1.72%、年率換算成長率(saar)は+ 7.08%となった。また、前年同期比成長率（yoym）は+ 3.97%となり、2月時点の速報値（+ 3.72%）から0.25%ポイントの上方修正となった。
- (2) 第1四半期+ 0.59%、第2四半期▲ 0.12%及び第3四半期+ 0.73%の各成長率と併せた2012年通年の経済成長率は+ 1.32%となり、2月時点の速報値+ 1.26%から0.06%ポイントの上方修正となった。



2. 2013年第1四半期の経済成長率（速報値）

2013年第1四半期の経済成長率（速報値）について、季節調整後の対前期比成長率(saqr)は▲0.69%、年率換算成長率(saar)は▲2.75%となった。また、前年同期比成長率は(yoy)+1.67%となり、4月時点の概算値(+1.54%)から0.13%ポイントの上方修正、2月時点の予測値(+3.26%)からは1.59%ポイントの下方修正となった。これは主に、輸出の成長幅が予想を下回り、民間消費力が弱含んだことによるもの。

(1) 外需面

① 第1四半期の世界経済の減速、EU諸国の需要低迷、中国大陸の成長が予想よりも低くなったことに加え、台湾の情報通信業のサプライチェーンの不順による出荷の停滞、中国大陸における石油化学生産能力の拡大などから、情報通信、石油化学及び機械等の製品はいずれも衰退している。一方、電子產品、光学器材及び鉱產品などの輸出は引き続き増加しており、それぞれの影響を相殺後では、輸出（米ドルベース）は+2.44%の小幅の増加となった。また、サービス貿易を加え、物価要因を控除した商品サービスの実質輸出は、前年同期比+4.79%となり、2月時点の予測値+6.20%から1.41%ポイントの下方修正（経済成長率全体への寄与度は1.02%ポイントの下方修正）となった。また、季節調整後の年率換算値(saar)では+2.49%となった。

② 輸入は、投資による派生需要の影響から、第1四半期の商品輸入（米ドルベース）の増加率は+4.42%、サービス貿易を加え、物価要因を控除した商品サービスの実質輸入は+6.59%、季節調整後の年率換算値(saar)は+17.95%となった。

③ 輸出と輸入を相殺した外需の経済成長率全体への寄与度は▲0.11%ポイントとなった。

(2) 内需面

① 実質賃金の減少が民間の消費意欲を抑制

したことにより加え、株式市場の低迷、暖冬の影響、円安による値下げ期待からの車の買い控え、情報通信産品の新旧機種入り替えに伴う買い控えなどが消費支出に影響を与えている。主要経済指標を見ると、第1四半期は、海外出国人数は+5.72%となったものの、小売業営業額は+1.14%（情報通信及び家電設備は▲1.40%）とここ15四半期で最低の伸び率となった。また、上場・店頭株式取引高が▲30.70%と大きく減少し、手数料支出に影響を与えた。このほか、自家用小型自動車の新車プレート申請数は▲3.51%、ガソリンの販売量は▲4.76%、非営業用電気使用量は▲5.83%となったことなどから、第1四半期の実質民間消費は+0.35%の微増と弱含んでおり、2月時点の予測値+1.57%から1.225ポイントの下方修正となった（経済成長率全体への寄与度は0.69%ポイントの下方修正）。また、季節調整後の年率換算値(saar)は+0.39%となった。

② 民間投資については、技術優位を備えた半導体業者は引き続き資本支出を拡大しており、第1四半期の資本設備輸入（台湾元ベース）は+14.00%の大幅増となり、機械設備投資が+15.63%となったほか、運輸機器及び建設投資もそれぞれ+7.79%、+6.81%となった。こうしたことから民間固定投資全体は+8.67%となった。一方、実質政府投資は▲6.60%、一部計画の執行が前倒しで行われた公営事業投資は+18.36%、実質在庫投資は+218億元増となっている。これらを合計した第1四半期の実質資本形成（前年同期比）は+10.02%となっており、季節調整後の年率換算値(saar)は+26.53%となった。

③ こうした各項目に政府消費(+0.40%)を加えた内需全体の経済成長率は+2.17%となっており、経済成長率全体への寄与度は+1.79%ポイントとなった。また、季節調整後の成長率(saar)は+5.69%、季節調整後の経済成長率全体(saar)への寄与度は4.39%ポイントと

なった。

(3) 生産面

- ① 第1四半期の農業生産は+4.25%、工業生産は+1.62%となっており、このうち、製造業では、化学材料が中国大陸市場の供給が需要を上回り、通信設備業が一部部品の供給不足が出荷に影響を与えたものの、ハイテク IC 製品への需要増加から、電子部品業の生産指数は+3.19%の伸びとなった。従って、実質（速報値）では+1.54%、経済成長率への寄与度は0.46%ポイントとなった。また、電力業の純発電量が▲3.39%、天然ガス消費量が▲4.25%となったことから、実質電力及び天然ガスの供給業は▲3.31%、経済成長率への寄与度は0.04ポイントの減少となった。
- ② サービス業では、不動産業は市場取引が活発で、建物所有権売買移転登記件数が+24.23%となったほか、不動産業の80%以上を占める住宅サービスが依然として安定した成長を続けており、不動産全体の実質成長率は+4.21%、経済成長率全体への寄与度は+0.34%ポイントとなった。また、小売業の営業額は、民間消費の低迷により+1.14%の小幅な成長にとどまっているほか、卸売業も+0.04%となっており、卸売小売業の実質成長率は+0.47%、経済成長率全体への寄与度は0.09%ポイントとなった。情報通信広告業については、3G デジタル通信の利用者数及び通信量の増加に加え、コンピュータシステム設計、資料処理及び情報提供サービス業の営業額が+9.03%となったことから、情報通信広告業全体の実質営業額は+2.28%、経済成長率全体への寄与度は+0.09ポイントとなった。金融保険業は、金融機関の利息収入及び手数料収入が+3.07%、上場・店頭登録株式取引額が▲30.70%となったことから、実質成長率としては▲0.53%、経済成長率全体への寄与度は▲0.03%ポイントとなった。

(4) 国際比較

今年の第1四半期経済成長率を発表済みの主要国家についてみると、米国+1.8%、中国大陸+7.7%、日本+0.2%、EU▲0.7%、また、アジア四小竜については、香港+2.8%、韓国+1.5%、シンガポール+0.2%、台湾+1.67%となっている。

3. 2013年経済展望

(1) 国際経済情勢

- ① 最近、世界経済の回復は緩やかなものとなり、成長力が欠けている。日本は政策対応により持ち直しの動きがみられるものの、欧州経済は引き続き衰退しており、米国及び中国大陸の成長力は不安定で、世界景気が再び安定的な成長に戻るのがいつになるのかは不透明となっている。
- ② 世界的な経済予測機関である Global Insight の5月の最新の経済予測によると、2013年の世界経済の成長率見通しは+2.5%（2月時点の予測より0.1%ポイントの下方修正）。このうち、主要先進国経済は+1.0%（2月時点と同様）、新興経済国は+5.2%（0.1%ポイントの下方修正）の見通し。
- ③ 米国の失業率は徐々に改善しており、米国民の消費意欲も回復し、民間経済の活力は既に徐々に回復しつつある。一方、3月から実施されている米国政府の赤字削減メカニズムについては、若干のマイナス効果が予測されるものの、2013年の経済成長は+1.8%（2月時点の予測値より0.1%ポイントの下方修正）となる見通し。
- ④ 欧州債務問題は、未だ解決しておらず、失業問題は引き続き悪化しており、企業投資及び消費者マインドに持ち直しの動きはみられない。経済は、衰退の泥沼に陥っており、2013年のEU諸国の経済は、2月時点のゼロ成長の予測から▲0.3%のマイナス成長に転じる見込み。このうち、主要経済国は、イギリス及びドイツが+0.9%、+0.6%となる一方、フランスは▲0.4%、イタリア及びスペインは▲2.0%となる見

通し。

⑤ 中国大陸は、第1四半期の経済が予測した程には成長せず、また、企業労働コストの上昇、一部産業の過剰生産能力、不動産市場の調整圧力から、2013年の経済成長は+7.8% (0.4%ポイントの下方修正)となる見通し。また、日本は、アベノミクスに関連する政策の推進以降、日本円為替レートが大幅に下落しており、輸出中心の大企業は明らかに恩恵を受けており、企業投資や海外製造業の回帰にもプラスの影響を与えることから、今年の経済成長率は+1.0% (0.6%ポイントの上方修正)となる見込み。このほか、香港の経済成長率は+3.3% (0.4%ポイントの下方修正)、シンガポールは+2.0% (0.3%ポイントの下方修正)、韓国は+1.6% (0.5%ポイントの下方修正)となる見通し。

(2) 2013年経済成長率見通し + 2.40%

2013年の経済成長率は+2.40%となる見通しであり、2月時点の予測値 (+3.59%)より1.19%ポイントの下方修正。これは主に、世界経済が2月時点の予測ほどには成長せず、また、一部産業が国際市況の低迷や中国大陸との激しい競争に直面していること、実質賃金の減少や年金改革の不確定要素が消費マインドに影響を与えていることなどを背景に、輸出及び民間消費の予測値を下方修正したことによるものである。

① 対外貿易

(i) 世界景気は弱含んでおり、Global

Insightは今年の世界経済の成長率の予測を2月時点より0.1%ポイント下方修正した。欧州は短期的には衰退から抜け出しが難しく、米国及び中国大陸の経済成長力には疑問があり、台湾の輸出にマイナスとなる恐れがある。

(ii) モバイル通信產品のビジネスチャンスに伴うハイテク半導体チップへの需要押し上げや、新型大型液晶テレビに伴う液晶パネルの輸出、石油製品の貿易拡大などプラス要素の一方で、台湾が優位性を持つデスクトップ及びノート型パソコンのOEM生産は徐々に衰退しており、関連サプライチェーンに相当の影響を与えている。また、プラスチック產品は、価格不振により生産拡大力が弱まっている。加えて、中国大陸が積極的に重点産業の発展及びサプライチェーンの現地化を積極的に推進していることから、台湾の業者への競争圧力が次第に大きくなっている。輸出は樂観視することが難しくなっている。

(iii) こうしたことから、2013年の米ドルベースの輸出額（税関ベース）は3,097億米ドル、前年同期比+2.82%となる見通し。輸入は、輸出及び内需に伴う輸入により、2013年通年では2,810億米ドル、同+3.91%となる見通し。商品及びサービス貿易を合計し、物価要因を控除した2013年の実質輸出は+5.15%、2月時点の予測値+6.35%より1.20%ポイントの下方修正（経済成長率全体への

	商品貿易年増率 (通関ベース、%)		貿易黒字 (億米ドル)	商品・サービス貿易の実質成長率 (台湾元ベース%)		商品・サービス貿易収支 (億米ドル)
	輸出	輸入		輸出	輸入	
2008年	3.63	9.67	152	0.87	▲3.71	197
2009年	▲20.32	▲27.48	293	▲8.68	▲13.10	326
2010年	34.82	44.08	234	25.63	27.70	300
2011年	12.26	12.02	268	4.45	▲0.47	307
2012年(r)	▲2.30	▲3.90	307	0.11	▲2.08	360
2013年(f)	2.82	3.91	286	5.15	5.80	379

寄与度は0.89%ポイントの下方修正)となる。また、輸入は+5.80%となる見通し。輸出入を相殺した外需の経済成長全体への寄与度は0.65%ポイントとなる見通し。

② 民間消費

(i) 株式市場が回復し、就業市場も改善するものの、実質給与の減少、社会保障改革の不確実性から、全体の消費マインドは保守的なものとなるものと見込まれる。

(ii) 2013年の食品消費は+1.90%、非食品消費は+1.41%となることから、民間消費は+1.46%となり、2月時点の予測値+1.86%より0.40%ポイント下方修正(経済成長率全体への寄与度は0.22%ポイントの下方修正)となる見通し。

③ 固定投資

(i) 民間投資については、半導体業者がハイテク生産工程の拡充を加速させ、電気通信業者がグランドサービス及びデジタルチャネル業務に対する資本支出を増加させることから、2013年の民間投資

(実質)は+7.21%、2月時点より0.16%ポイントの下方修正となる見込み。

(ii) 公共投資については、政府投資が特別予算のピークが過ぎ、2013年名目額が3,851億元(前年同期比▲6.36%)に設定され、公営事業投資が台湾電力の積極的な工場投資計画等により、同名目額を2,022億元(同+5.90%)と設定されている。これに民間投資を加え、物価要因を控除した実質固定投資は+5.17%となる見通し。

④ 物価

(i) 世界景気の減速は石油需要及び原油の供給に影響を与え、また、国際石油価格が明確に下落するものと見込まれることから、2013年のOPEC原油価格は1バレル=103米ドル(2月時点の予測値106ドル)より3米ドル引下げ)と設定。また、化学材料及び鋼鉄等の多くの工業產品は生産過剰であり、価格は下落するものと見込まれることから、2013年の卸売物価(WPI)は▲1.22%となると予測。

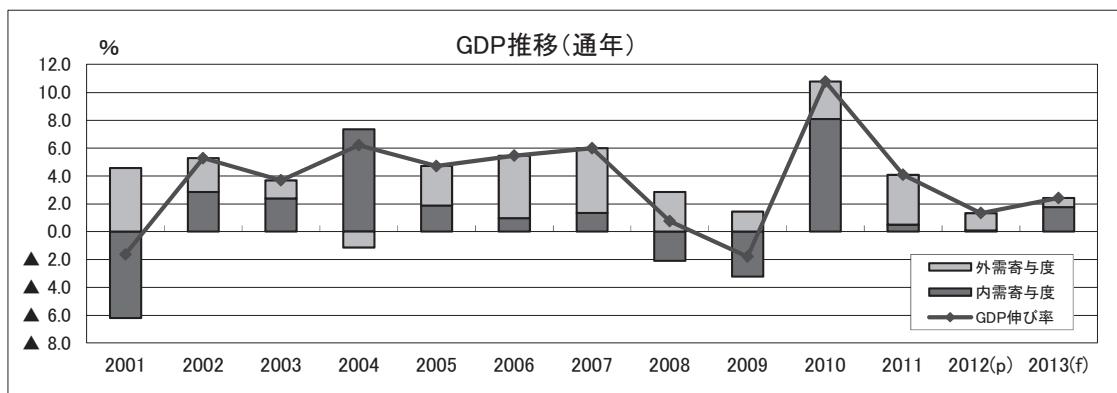
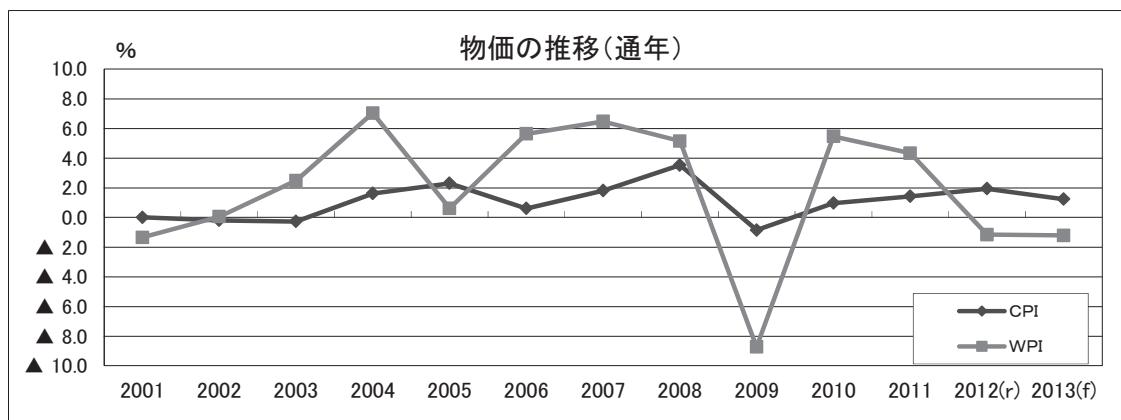
(ii) 消費者物価指数(CPI)について、国際商品価格の下落は物価の安定にプラスとなり、また、一部の日系企業の輸入商品は、徐々に円安効果が反映されるものと見込まれることから、2013年のCPIは+1.23%(2月時点より0.14%ポイントの下方修正)となる見通し。

⑤ 以上の要素を総合し、2013年の経済成長率は+2.40%となる見通しであり、2月時点の予測値+3.59%より1.19%ポイントの下方修正。また、一人当たりGDP及び

	民間消費実質成長率(%)		
	食品消費	非食品消費	
2008年	▲0.93	▲0.97	▲0.93
2009年	0.76	1.61	0.64
2010年	3.96	1.96	4.23
2011年	3.13	1.77	3.31
2012年(r)	1.47	2.52	1.33
2013年(f)	1.46	1.90	1.41

	固定投資名目金額(億元)			固定投資実質成長率(%)		
	民間	政府	公営事業	民間	政府	公営事業
2008年	26,659	20,101	4,460	2,098	▲12.36	▲15.58
2009年	23,536	16,393	4,918	2,225	▲11.25	▲18.15
2010年	28,882	21,596	4,873	2,413	21.12	29.76
2011年	28,435	21,642	4,687	2,105	▲3.10	▲1.26
2012年(r)	27,462	21,384	4,137	1,942	▲4.19	▲2.11
2013年(f)	28,571	22,698	3,851	2,022	5.17	7.21

GNP はそれぞれ 2 万 684 米ドル、2 万 1,308 米ドルとなる見込み。CPI は +1.23% となる見通し。



重要経済指標

	実質GDP (百万台湾元)	経済成長率(GDP)(%)			一人当たりGDP		一人当たりGNP		消費者物価上昇率(%)	卸売物価上昇率(%)
		前期比	前期比 (年率換算)	前年同期比	台幣元	米ドル	台幣元	米ドル		
2000年	9,731,208	-	-	5.80	459,212	14,704	465,502	14,906	1.25	1.82
2001年	9,570,584	-	-	▲1.65	444,489	13,147	453,084	13,401	0.00	▲1.35
2002年	10,074,337	-	-	5.26	463,498	13,404	474,294	13,716	▲0.20	0.05
2003年	10,443,993	-	-	3.67	474,069	13,773	488,645	14,197	▲0.28	2.48
2004年	11,090,474	-	-	6.19	501,849	15,012	518,280	15,503	1.61	7.03
2005年	11,612,093	-	-	4.70	516,516	16,051	529,313	16,449	2.30	0.61
2006年	12,243,471	-	-	5.44	536,442	16,491	550,099	16,911	0.60	5.63
2007年	12,975,985	-	-	5.98	563,349	17,154	577,869	17,596	1.80	6.47
2008年	13,070,681	-	-	0.73	548,757	17,399	562,439	17,833	3.52	5.14
第1季	3,187,360	1.36	5.55	7.55	138,275	4,381	145,306	4,604	3.58	8.68
第2季	3,306,002	▲0.02	▲0.06	5.66	138,026	4,530	140,199	4,601	4.19	8.03
第3季	3,325,198	▲3.58	▲13.57	▲1.23	135,415	4,337	137,717	4,411	4.53	8.95
第4季	3,252,121	▲5.07	▲18.78	▲7.53	137,041	4,151	139,217	4,217	1.86	▲4.64
2009年	12,834,049	-	-	▲1.81	540,813	16,359	558,751	16,901	▲0.86	▲8.73
第1季	2,928,593	▲1.21	▲4.76	▲8.12	130,049	3,823	135,797	3,992	▲0.01	▲9.83
第2季	3,088,340	3.56	15.02	▲6.58	129,458	3,903	133,398	4,022	▲0.86	▲12.80
第3季	3,278,312	2.59	10.76	▲1.41	136,320	4,152	139,276	4,242	▲1.35	▲11.52
第4季	3,538,804	4.94	21.28	8.82	144,986	4,481	150,280	4,645	▲1.26	0.01
2010年	14,215,069	-	-	10.76	585,633	18,503	604,199	19,090	0.96	5.46
第1季	3,312,610	1.94	7.99	13.11	142,672	4,462	149,607	4,679	1.28	6.58
第2季	3,486,318	2.68	11.16	12.89	143,693	4,499	148,308	4,643	1.10	8.49
第3季	3,657,592	0.82	3.34	11.57	149,808	4,683	153,319	4,794	0.38	4.13
第4季	3,758,549	0.81	3.26	6.21	149,460	4,859	152,965	4,974	1.11	2.81
2011年	14,792,928	-	-	4.07	589,576	20,006	606,321	20,574	1.42	4.32
第1季	3,556,821	2.49	10.33	7.37	147,255	4,989	154,132	5,222	1.28	3.90
第2季	3,645,265	0.30	1.21	4.56	142,558	4,932	146,668	5,074	1.64	3.99
第3季	3,786,634	▲0.13	▲0.53	3.53	149,793	5,129	152,586	5,225	1.35	4.40
第4季	3,804,208	▲1.17	▲4.58	1.21	149,970	4,956	152,935	5,053	1.44	4.98
2012年(r)	14,988,594	-	-	1.32	603,593	20,386	623,004	21,042	1.93	▲1.16
第1季	3,577,875	1.40	5.72	0.59	147,959	4,978	154,145	5,187	1.29	1.96
第2季	3,641,024	▲0.00	▲0.00	▲0.12	144,628	4,876	149,493	5,040	1.65	▲1.08
第3季	3,814,411	0.73	2.97	0.73	153,106	5,126	156,796	5,249	2.95	▲1.60
第4季(r)	3,955,284	1.72	7.08	3.97	157,900	5,406	162,570	5,566	1.83	▲3.86
2013年(f)	15,347,599	-	-	2.40	617,637	20,684	636,289	21,308	1.23	▲1.22
第1季(p)	3,637,682	▲0.69	▲2.75	1.67	151,345	5,122	157,290	5,323	1.81	▲3.08
第2季(f)	3,713,248	0.31	1.26	1.98	146,813	4,909	151,382	5,061	0.80	▲1.84
第3季(f)	3,923,676	1.50	6.13	2.86	156,664	5,224	160,295	5,345	0.51	▲1.26
第4季(f)	4,072,993	1.75	7.17	2.98	162,815	5,429	167,322	5,579	1.77	1.39

(注) r : 修正値、p : 速報値、f : 予測値

内需・外需寄与度(対前年同期比)

(単位: %)

	GDP	国内需要		民間消費		政府消費		固定資本形成		民間投資		公営事業投資		政府投資		国外需要		
		成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	輸入		
2001	▲1.65	▲5.75	▲6.21	0.98	0.62	1.86	0.27	▲17.91	▲5.18	▲22.98	▲4.59	▲0.06	0.00	▲9.22	▲0.59	4.56	▲8.60	▲4.73 ▲14.75
2002	5.26	2.75	2.84	3.26	2.12	1.55	0.24	1.12	0.27	7.12	1.11	▲2.58	▲0.07	▲13.18	▲0.77	2.42	11.37	5.81 6.21
2003	3.67	2.34	2.37	2.91	1.85	▲1.23	▲0.18	▲0.11	▲0.02	1.93	0.31	▲4.70	▲0.11	▲4.47	▲0.22	1.30	10.23	5.53 7.68
2004	6.19	7.36	7.34	5.17	3.27	0.57	0.08	13.96	3.12	25.62	4.01	▲20.60	▲0.46	▲9.59	▲0.43	▲1.15	15.40	8.86 17.50
2005	4.70	1.83	1.85	2.90	1.81	0.19	0.03	2.66	0.64	1.53	0.28	14.77	0.25	2.82	0.11	2.86	7.78	4.86 3.16
2006	5.44	0.97	0.95	1.49	0.92	▲0.71	▲0.09	0.07	0.02	3.31	0.59	▲8.61	▲0.16	▲11.21	▲0.42	4.49	11.41	7.34 4.57
2007	5.98	1.42	1.34	2.08	1.23	2.09	0.25	0.55	0.12	1.36	0.24	1.57	0.02	▲4.46	▲0.14	4.65	9.55	6.49 2.98
2008	0.73	▲2.35	▲2.11	▲0.93	▲0.53	0.83	0.10	▲12.36	▲2.61	▲15.58	▲2.62	▲1.98	▲0.03	1.18	0.03	2.84	0.87	0.61 ▲3.71 ▲2.23
2009	▲1.81	▲3.71	▲3.24	0.76	0.43	4.01	0.46	▲11.25	▲2.07	▲18.15	▲2.56	2.14	0.03	15.94	0.45	1.42	▲8.68	▲6.11 ▲13.10 ▲7.53
2010	10.72	9.78	8.35	3.67	2.11	0.58	0.07	23.99	3.99	33.84	3.97	8.00	0.12	▲3.10	▲0.10	2.37	25.56	16.73 28.23
2011	4.07	0.58	0.49	3.13	1.69	2.25	0.25	▲3.10	▲0.56	▲1.26	▲0.17	▲14.39	▲0.22	▲5.93	▲0.17	3.58	4.45	3.30 ▲0.47 ▲0.28
I	7.37	4.24	3.66	4.56	2.61	1.63	0.17	8.17	1.39	11.15	1.54	▲14.02	▲0.14	▲0.65	▲0.01	3.71	11.36	8.19 7.68
II	4.56	1.90	1.60	3.23	1.73	0.76	0.08	2.92	0.53	7.10	0.95	▲15.83	▲0.25	▲5.57	▲0.17	2.96	5.10	3.88 1.53
III	3.53	▲0.19	▲0.16	3.42	1.83	2.23	0.25	▲8.27	▲1.57	▲8.76	▲1.31	▲3.12	▲0.04	▲7.88	▲0.23	3.69	2.15	1.59 ▲3.58 ▲2.10
IV	1.21	▲3.27	▲2.71	1.36	0.71	4.04	0.47	▲12.38	▲2.31	▲12.49	▲1.62	▲19.56	▲0.43	▲7.54	▲0.27	3.93	0.16	0.12 ▲6.62 ▲3.81
2012 (r)	1.32	0.09	0.07	1.47	0.79	0.46	0.05	▲4.19	▲0.71	▲2.11	▲0.28	▲8.27	▲0.10	▲12.51	▲0.33	1.25	0.11	0.08 ▲2.08 ▲1.17
I	0.59	▲1.33	▲1.12	1.92	1.07	2.10	0.21	▲10.21	▲1.75	▲9.10	▲1.30	▲13.19	▲0.10	▲16.89	▲0.34	1.71	▲3.37	▲2.52 ▲7.23 ▲4.23
II	▲0.12	▲0.69	▲0.57	1.61	0.85	2.50	0.26	▲7.69	▲1.36	▲5.71	▲0.78	▲13.07	▲0.17	▲14.92	▲0.41	0.45	▲2.54	▲1.94 ▲4.09 ▲2.40
III	0.73	0.11	0.09	0.90	0.48	▲0.70	▲0.08	▲0.95	▲0.16	1.54	0.20	▲11.51	▲0.13	▲9.12	▲0.23	0.64	2.28	1.67 1.88 1.02
IV (r)	3.97	2.24	1.78	1.48	0.77	▲1.47	▲0.18	2.07	0.34	6.18	0.69	▲0.72	▲0.01	▲10.65	▲0.34	2.19	3.90	2.88 1.29 0.69
2013(f)	2.40	2.17	1.75	1.46	0.78	▲0.07	▲0.01	5.17	0.83	7.21	0.91	5.90	0.07	▲6.36	▲0.15	0.65	5.15	3.79 5.80 3.14
I (p)	1.67	2.17	1.79	0.35	0.20	0.40	0.04	7.44	1.14	8.67	1.12	18.36	0.13	▲6.60	▲0.11	▲0.11	4.79	3.44 6.59 3.56
II (f)	1.98	1.48	1.21	1.42	0.76	▲0.09	▲0.01	4.30	0.70	6.27	0.81	9.67	0.11	▲8.89	▲0.21	0.78	4.87	3.64 5.08 2.86
III (f)	2.86	2.28	1.84	2.23	1.19	▲0.22	▲0.02	4.98	0.82	7.25	0.96	3.42	0.03	▲7.41	▲0.17	1.02	5.24	3.88 5.20 2.86
IV (f)	2.98	2.71	2.11	1.85	0.94	▲0.28	▲0.03	4.21	0.67	6.63	0.76	0.34	0.01	▲3.40	▲0.09	0.86	5.63	4.16 6.37 3.30

(出所) 行政院主計處 2013年5月24日発表
 (注) ▲はマイナス。輸入のマイナス(▲)の寄与度は、GDPに対してはプラスの寄与度となる。

内需・外需寄与度（対前期比、年率換算）

(単位：%)

	GDP	国内需要		民間消費		政府消費		固定資本形成		輸出		国外需要		
		成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	成長率	寄与度	
2009														
I	▲4.76	▲19.44	▲18.33	1.39	0.80	6.28	0.81	▲74.45	▲19.94	13.57	▲27.60	▲19.38	▲50.29	▲32.95
II	15.02	19.91	16.67	2.69	1.67	▲0.03	▲0.00	169.55	15.00	▲1.65	49.93	26.71	75.59	28.36
III	10.76	6.29	5.49	2.99	1.78	4.15	0.52	21.09	3.19	5.27	52.46	29.35	55.75	24.08
IV	21.28	23.67	19.99	13.05	7.63	4.30	0.56	88.32	11.80	1.29	27.45	18.51	33.19	17.22
2010														
I	7.99	6.41	▲3.98	▲2.32	▲2.67	▲0.33	52.40	8.16	2.48	30.42	19.67	33.93	17.19	
II	11.16	4.79	4.17	7.43	4.09	0.20	0.02	0.31	0.06	6.99	21.23	14.98	13.88	8.00
III	3.34	4.56	3.81	2.67	1.44	▲0.33	▲0.04	13.12	2.41	▲0.47	1.81	1.36	3.12	1.83
IV	3.26	3.90	3.27	6.48	3.44	▲2.71	▲0.31	0.70	0.14	▲0.01	7.83	5.72	10.05	5.73
2011														
I	10.33	1.90	1.65	1.55	0.87	8.75	0.96	▲0.87	▲0.17	8.68	13.96	10.35	2.74	1.67
II	1.21	▲2.34	▲1.97	2.35	1.24	▲1.64	▲0.18	▲15.10	▲3.03	3.18	▲3.47	▲2.68	▲9.60	▲5.86
III	▲0.53	▲4.09	▲3.37	2.62	1.37	5.75	0.60	▲26.80	▲5.34	2.84	▲8.08	▲6.18	▲15.10	▲9.02
IV	▲4.58	▲7.63	▲6.27	▲0.11	▲0.06	4.57	0.48	▲35.09	▲6.69	1.69	▲0.27	▲0.20	▲3.47	▲1.88
2012														
I	5.72	7.58	6.06	3.73	2.04	▲2.33	▲0.27	30.83	4.29	▲0.34	▲1.77	▲1.35	▲1.79	▲1.01
II	-0.004	2.08	1.67	0.01	0.00	0.10	0.01	10.78	1.65	▲1.67	2.02	1.46	5.96	3.13
III	2.97	▲0.38	▲0.31	▲0.09	▲0.05	▲3.38	▲0.38	0.73	0.12	3.28	10.15	7.25	7.39	3.97
IV (r)	7.08	1.49	1.22	1.73	0.95	0.47	0.05	1.36	0.23	5.86	4.81	3.61	▲3.91	▲2.25
2013														
I (p)	▲2.75	5.69	4.39	0.39	0.20	3.26	0.34	26.53	3.85	▲7.14	2.49	1.81	17.95	8.95
II (f)	1.26	▲0.78	▲0.64	3.61	1.91	▲1.06	▲0.12	▲13.38	▲2.43	1.90	2.81	2.10	0.36	0.20
III (f)	6.13	2.39	1.96	2.67	1.45	▲2.41	▲0.27	4.70	0.78	4.17	11.03	8.16	7.15	3.99
IV (f)	7.17	4.11	3.33	0.80	0.44	▲0.41	▲0.04	18.57	2.93	3.84	5.92	4.53	1.20	0.69

(出所) 行政院主計處 2013年5月24日発表
(注) ▲はマイナス。外需のマイナス(▲)の寄与度は、GDPに対してもプラスの寄与度となる。

2013年第1四半期国際収支を発表

中央銀行は、5月20日、2013年第1四半期の国際収支統計を発表した。主な内容は、下記のとおり（プレスリリース及び関連資料を添付）。

1. 概要

2013年第1四半期の国際収支によると、経常収支が110.09億米ドルの黒字、金融収支が95.2億米ドルの流出超、総合収支が21.5億米ドルの黒字（中央銀行準備資産の増加）となった。

2. 内訳

(1) 経常収支については、輸出は、アジアの主要市場の安定的な回復に伴い、鉱產品、電子商品及び光学器材が好調であったことから、前年同期比+2.3%となった。輸入は、資本設備及び消費財が伸びたことにより、同+4.4%となった。輸入の増加額が輸出の増加額を上回ったことから、貿易収支は、前年同期比12.5億米ドル減少し、48.4億米ドルの黒字となった。

サービス収支は、三角貿易による純収入の増加、無形資産使用料支払いの減少、技術事務サービスの支出減少などにより、前年同期比14.0億米ドル増加し、21.9億米ドルの黒字となった。所得収支は、外貨準備資産の運用益の減少により、前年同期比1.4億米ドル減少し、46.9億米ドルの黒字となった。移転収支は、前年同期比0.2億米ドル減少し、6.3億米ドルの赤字となった。

このように、貿易収支及び所得収支の黒字が減少したものの、サービス収支の黒字が増加し、移転収支の赤字が減少したことから、経常収支は、前年同期比0.3億米ドル(+0.2%)増加し、110.9億米ドルの黒字となった。

(2) 金融収支については、直接投資及び証券投資はそれぞれ32.2億米ドル、118.5億米ドルの流出超となった。このうち、証券投資は、居住者による対外証券投資は、保険会社による海外投資が増加したことから121.1億米ドルの流出超となる一方、非居住者による対内証券投資は、外資による台湾株式市場への投資が増加したことから2.5億米ドルの流入超となった。また、金融派生商品は1.1億米ドルの流入超となった。その他投資は、民間部門による海外預金の回収により54.5億米ドルの流入超となった。

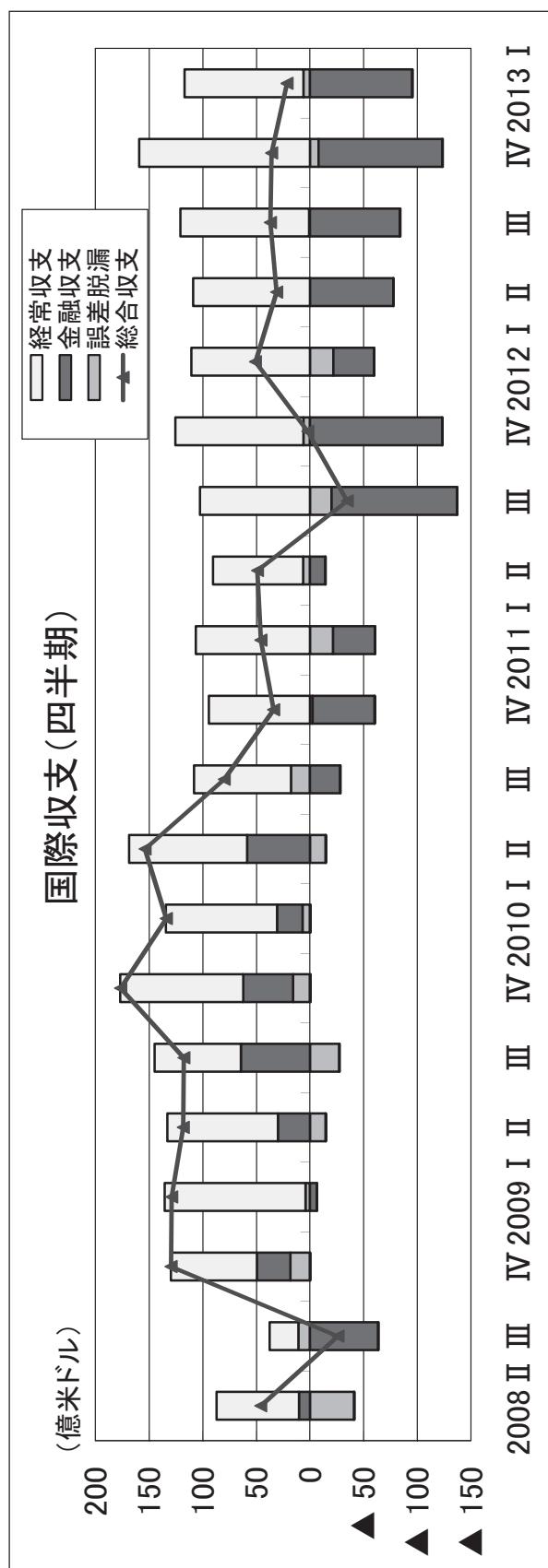
(注) 台湾と日本では、国際収支統計の項目が一部異なっており、台湾における「金融収支」は、日本の国際収支統計の「投資収支」に相当するもの。

国際収支の推移

(単位：億米ドル)

	2007	2008	2009	2010	2011				2012				2013	
					I	II	III	IV	I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)	I (p)	II (p)
经常収支	351.5	275.1	429.2	398.7	412.3	106.6	83.9	102.6	119.3	498.6	110.6	108.7	120.0	159.3
貿易収支	304.5	184.8	305.5	265.1	278.5	53.8	57.5	77.3	89.8	310.0	60.9	57.5	85.0	106.7
輸出	2,465.0	2,549.0	2,034.0	2,738.2	3,070.3	735.4	799.9	782.2	752.9	2,998.3	705.8	756.2	764.9	771.4
輸入 (▲)	▲2,160.6	▲2,364.2	▲1,728.5	▲2,473.1	▲2,791.8	▲681.6	▲742.4	▲704.8	▲663.0	2,688.2	644.9	698.7	679.9	664.7
サービス収支	▲16.4	18.5	19.9	24.9	38.9	12.0	5.0	9.6	12.4	62.1	7.9	19.0	11.9	23.4
所得収支	101.3	99.8	125.2	135.8	131.8	53.9	32.9	22.2	22.7	152.5	48.4	38.1	28.8	37.3
移転収支	▲37.8	▲28.0	▲21.5	▲27.1	▲36.9	▲13.1	▲11.6	▲6.6	▲5.7	▲26.0	▲6.5	▲6.0	▲5.5	▲8.1
資本収支 (▲)	▲1.0	▲3.3	▲1.0	▲1.2	▲1.2	▲0.3	▲0.2	▲0.3	▲0.3	▲1.0	▲0.2	▲0.2	▲0.4	▲0.2
金融収支 (▲)	▲389.5	▲16.6	134.7	▲3.6	▲320.5	▲39.0	▲41.2	▲116.9	▲123.1	▲314.3	▲37.7	▲77.6	▲83.7	▲115.4
直接投資 (▲)	▲33.4	▲48.6	▲30.7	▲90.8	▲147.2	▲48.3	▲24.7	▲39.1	▲35.1	▲98.3	▲19.8	▲19.6	▲27.6	▲31.3
証券投資 (▲)	▲400.6	▲122.5	▲103.3	▲206.6	▲356.9	▲129.2	▲75.9	▲146.2	▲5.6	▲424.0	▲10.6	▲135.3	▲173.3	▲104.9
デリバティブ (▲)	▲2.9	15.9	8.5	5.8	10.4	2.1	3.5	2.5	2.3	3.3	▲2.5	3.8	1.1	1.0
その他 (▲)	47.4	138.6	260.2	288.1	173.3	136.4	55.7	65.9	▲84.7	204.7	▲4.8	73.5	116.1	19.9
誤差脱漏 (▲)	▲1.3	7.6	▲21.7	7.8	▲28.2	▲21.4	6.6	▲20.0	6.2	▲28.4	▲21.8	0.2	1.0	▲7.9
中銀準備資産変動 (▲)	40.2	▲262.7	▲541.3	▲401.7	▲62.4	▲45.9	▲49.0	34.6	▲2.1	▲154.8	▲50.9	▲31.1	▲37.0	▲35.8

(出所) 2013.05.20 中央銀行発表 r : 修正値 p : 遅報値



謝謝！台灣 謝謝！傳兄

交流協会台北事務所
経済室 主任 渡辺 明夫

4年余りの台湾での生活も終わりを迎えようとしています。本当に色々なことがありましたがあつという間の出来事であったように思えます。

2009年5月24日、桃園国際空港に降り立ち、台北市内に向かう車の中では期待と不安で一杯であったことが昨日のことのように思い出されます。当時はまだ羽田空港と松山空港の直行便が就航しておらず、空港から市内までは高速道路を使っても約1時間要しました。今とは隔世の感があります。

現在2期目に突入している馬英九総統は、よく公式の場で「今の日台関係は過去40年間で最高の関係にある」とおっしゃいます。本当にそうだと思います。この「最高の関係」の中で仕事ができたことは、私にとって本当に幸運であったと思います。事実、近年の日台関係は大きく進展しています。前述した羽田空港と松山空港の直行便就航やオープンスカイの実現、また、先日大盛況のうちに幕を閉じた宝塚歌劇団の台湾初公演や来年開催が予定されている日本での故宮博物院展は、日台間の人的往来、経済、文化面での交流促進に大きく寄与しています。

日台関係の進展を象徴するハイライトはやはり、本年4月10日の日台漁業取決めの署名でしょう。しかし、私が経済を担当する立場からかもしませんがやはり、2011年9月22日の日台投資取決めの署名も日台関係における歴史的なエポックメイキングであったと自負しておりますし、そこに微力ながらも携わることができたことを大変誇りに思っています。余談ですが、署名式の模様は当地のテレビニュースでも流れ、私ちらっとですが映し出されたためか、翌日事務所内できちんとした有名人となりました。これもいい思い出です。

また、昨年春の外国人叙勲において、旭日重光章を受章された故辜濂松・中国信託ホールディング

グス会長に対し、昨年12月にお亡くなりになる前に同叙勲を伝達できることは、本件受章に至るまでの過程に携わった者として本当に感動しました。受章者の方々に対する叙勲の伝達を拝見していくつも感じることですが、受章者ご本人はもちろんのこと、奥様をはじめ、ご家族が大変喜ばれている姿を見ると本当に良かったと心から思います。

私は、妻と長女を帯同して台湾に赴任しましたが、この台湾での生活は、家族にとっても人生におけるかけがえのない財産になったと思います。特に長女は現在、台中市にある寮付きのインターナショナルスクールに通っており、我々両親の帰国後も卒業まで通わせたいと考えています。日本に居るときはまだ考えが幼く、消極的だった長女が、両親の住む台北市から離れて一人で生活する中、今ではなかなかの英語を駆使しながら、積極的に物事に取り組むようになってきたことは、本当にうれしく、頼もしく思います。彼女の生活をサポートしてくださった皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

一方で、私にとって台湾での生活のみならず、人生においても衝撃的な出来事が起こりました。2011年3月11日に発生した東日本大震災と、私のアシstantとであり、公私ともにパートナーであった、陳傳旺・当所経済室副主任の病死です。

東日本大震災については多くを語るつもりはありませんが、世界でも類を見ない破格のご支援を頂いたここ台湾の地に、地震発生時に家族共々赴任していたということに運命を感じざるを得ません。あの津波の映像は現実とはとても思えないものでした。そうした中、地震発生直後から、当所には台湾の皆様から人的、物的、資金的な支援に関する数多くの申し出がありました。

私は、当所における震災対応業務として、プレス対応班に所属しました。3月14日には台湾各地の消防士からなる救援隊が外交部長及び内政部

消防署長の同席の下、松山空港内で結団され、日本に向けて出発しましたが、私もその現場に居ました。台湾の方々はよく、1999年9月に発生した台中での大地震の時に日本は真っ先に救援に駆け付けてくれた恩を忘れていない、今回は台湾が恩返しをする番だとおっしゃっておられましたが、その言葉をまさに政府レベルで示して頂きました。一人の日本人として、心から感謝の気持ちで一杯になりました。

同18日夜の震災チャリティ一番組には、馬英九総統夫妻が出演され、自ら全台湾住民に募金を呼びかけられましたが、実はテレビ局から当所に対しても出演依頼がありました。非常に考えさせられることでもありました。最終的には、「日本人の考え方として、募金は、当事者が募るものではなく、第三者からの善意をありがたくお受けするものだ」として、出演自体はお断りをしたのですが、当日は台湾の皆様の暖かいご支援をテレビで見て、本当に感動しました。

同年9月、NNA台湾という現地情報発信メディアより、「震災から半年、台湾から日本を救う」と題したシリーズのうち、当所による渡航制限の解除に向けた舞台裏について取材を受けました。私からは震災対応に際しての当所の苦労したことやエピソードも併せて紹介させて頂きました。この取材を通じて、自分は、ここまでご支援を頂いた台湾の皆様に対してできることは何だろう?と考えるきっかけとなりました。未だに自分は台湾の皆様に何かできているのだろうか、と自問自答していますが、日台投資取決めの署名や外国人叙勲の受章など、少しは台湾の皆様に喜んで頂けたかな、とも思っています。

しかし、帰国を間近に控え、私の親愛かつ尊敬するパートナーであった、陳傳旺・経済室副主任が胃ガンに侵され、本年4月14日、享年60才で帰らぬ人となってしまいました。陳さんはその誠実な人柄と優しい笑顔で当所職員をはじめ、多くの台湾当局などの関係者から、「傳兄」と慕われて

いました。私も着任以降、公私にわたり本当にお世話になりました。当局発表のプレスリリースや当地報道振りの翻訳、台湾側関係者へのアポイント申し入れや会見時の通訳など、陳さんがいなければ当地での仕事はうまくいかなかったでしょう。それは私だけではなく、歴代の当所次長、副代表ご経験者、経済室主任や貿易相談室主任をご経験された方々全員が思われているはずです。また、私達家族は陳さんの奥様やご子息とも何回か食事をさせて頂きましたが、ご家族の暖かい雰囲気は陳さんの人柄そのものだと感じました。

他方で、仕事上のパートナーであった自分がもっと早く陳さんの身体の不調に気付いていれば、と自責の念に駆られたことも事実です。ご家族に対しても本当に申し訳ないと思いながらも、陳さんの死を実感することは殆どありませんでした。

同29日に執り行われた告別式では、当所の樽井代表から弔辞を読み上げて頂くなど、滞りなく進み、いよいよ最後のお別れの時となったのですが、ご遺体の安置室に入るか入らないかの瞬間から、陳さんに対して申し訳ない気持ちで一杯になり、涙が止まらず、殆ど陳さんの顔を見ることはできませんでした。ようやく陳さんが亡くなられたことを実感したのだと気付きました。陳さん、何もしてあげられなくて本当にごめんなさい。私のできることは、陳さんのご冥福と、ご家族のご多幸を心から祈念するばかりです。

私達家族が台湾で4年余の間、本当に充実した生活が送れたのも、台湾の皆様の暖かい心遣い、代表、副代表、部長をはじめとする事務所の皆様のご指導やサポートがあったからこそと思います。本当に感謝の気持ちで一杯です。また、長女は引き続き台湾で頑張っていきますので、変わらぬご支援をよろしくお願い申し上げます。私は日本に帰国しても、日台関係の更なる発展ために微力ながら貢献していく所存です。

最後に大きな声で言わせてください。謝謝!台湾!謝謝!傳兄!!

コラム：日台交流の現場から

ふたたび台湾に赴任して

(公財) 交流協会高雄事務所長 中村隆幸

この度、(公財) 交流協会高雄事務所長を拝命し、3月末に高雄に着任いたしました。私は今から約35年前の1977年10月から1980年2月までの2年3か月余りの間、当交流協会台北事務所に勤務しておりましたので、今回の高雄勤務は2回目の台湾勤務となります。私にとってこれまでの約20年を超える海外勤務の最初の任地が台湾・台北であったこと、また、その折に多くの台湾の方々の暖かい人情に触れさせていただいたこともあります。台湾は私にとって『第二の故郷』のようなものであり、今回高雄で勤務させていただくこととなり望外の光栄であり嬉しく思っております。

私が台北に勤務させていただいたのは台湾における戒厳令が解除される10年ほど前の時期にあたります。その間に1977年11月の中壢事件、1978年5月の蔣經国国民党主席の総統就任、1979年1月の米台断交、同年12月の高雄での民主化を目指す人々のデモ隊と警官隊が衝突した美麗島事件が起きるなどいろいろなニュースがありましたが、台湾全土の治安は極めて良好に保たれており市中には活気が溢れていたように思います。

前回台湾に勤務させていただいた当時を含め高雄にはこれまで数回訪問の機会に恵まれました。今回高雄に赴任し市内をゆっくり散策したこと、当然のことではありますが市中には見違えるような立派な高層ビルが立ち並び、タクシーをはじめ自動車が綺麗になり高級車も多く見掛けられ、また、「愛河」という美しい名称の運河は以前は汚染が酷く時には悪臭を放つこともあったため「臭河」と揶揄する人もいましたが、現在は相当改善され観光客を対象とした遊覧船の営業が行われ

るようになるなど市内全域が見違えるほど綺麗になり、台湾の素晴らしい発展振りを見せていただいております。また、市内には以前にも増して明るい雰囲気、活気が漂っているように感じられます。

私ども(公財) 交流協会高雄事務所は台湾南部地域の高雄市、台南市、嘉義市、嘉義県、雲林県、屏東県、台東県及び澎湖県の3市5県を管轄しております。高雄に着任後出来るだけ早く管轄地域内の市長・県長に着任のご挨拶を行いたいと考え表敬訪問を開始しました。先ず、当高雄市の陳菊市長への表敬訪問から開始し、これまでに全管轄地域内の市長・県長(県長代理を含む。)に対する表敬を済ませることができました。表敬訪問にあたり複数の市長・県長から台湾、就中南部地域はこれまで長い間日本との関係は非常に深く、日本教育を受けた日本語世代の方々も多く、国民の親日感情も厚く、反目的要素は全くなく、これほど日本を理解している地域は他にはない等々の趣旨の暖かいお言葉を頂戴しております。

高雄に着任して僅か2か月余り、未だ台湾については勉強中ではありますが、もっと台湾を理解し、東日本大震災の際に台湾の皆様から頂いた義援金、支援物資、激励のメッセージに日本国民が感動し、勇気づけられたように台湾の人々の我が国、国民に対する暖かい気持ちが現在の良好な日台関係を支えていることにも感謝しつつ、我が国と台湾の民間における相互理解、友好関係・交流の更なる増進に微力ではありますが皆様方のご理解とご協力をいただきつつ尽くしてまいりたいと思っております。

編集後記

平成 22 年 7 月に交流協会に異動になりこの 6 月で 3 年の任期が終了する。着任当初、台湾語での電話のやりとりに圧倒されながら、初めて耳にする外務書用語や難解な在外職員給与規程をひもとき、早朝から深夜まで予算要求書作成作業に明け暮れたことが、つい昨日のことのように想い出される。

この 3 年間での思い出はなんといっても、東日本大震災時における台湾の多大なる支援であろう。200 億円の義援金には日本人だけでなく世界中の人々が驚いた。そして、速やかな救援隊の派遣、保管しきれないほど次々と送られる救援物資や励ましのメッセージ等、台湾の人たちは親日家であるとは聞いていたがまさかこれほどと改めて感嘆したことが想い出される。なぜ台湾人は親日家なのか？双方の世論調査でも明らかにされているが、それは、お互いに信頼に値すると考えているからであるとのこと。台湾の人たちは、70 余年たった今でも日本統治時代の 1930 年代に台湾南部にダム建設を行った八田與一という日本人技師に感謝して毎年慰靈祭を実施しているという。これは、日本と台湾が深い絆で結ばれているゆえんではなかろうか。この話は台湾では有名で、教科書に掲載されているとのことであるが、知っている日本人はすくないと思うので日台の信頼の証左として、機会あるごとに広めていきたいと思う。

また、交流協会在職中に数度訪台したが、夜の五木大学の聴講（？）以外は、台湾の名所・旧跡等の見聞を広めることができなかったので、ディバックでも背負い、阿里山、太魯閣渓谷、九份等観光地をゆっくり巡りたいと考えているところである。

一昨年 11 月にオープンスカイ協定が結ばれ双方の往来が大幅に増加し、この 4 月の宝塚歌劇団台北公演も大成功を遂げ、また、日本で故宮展の開催も近々とのこと。日台の親交はますます弾みがつき、交流協会の役割は増し皆様の更なる活躍が期待されると思うので頑張っていただきたい。

最後に、交流協会のますますの発展を心よりお祈り申し上げ、謝謝・多謝！台湾＆交流協会。

（経理部次長 高橋 準市）

MEMO

MEMO

交流

2013年6月 vol.867

平成25年6月25日 発行

編集・発行人 井上 孝

発行所 郵便番号 106-0032

東京都港区六本木3丁目16番33号

青葉六本木ビル7階

公益財団法人 交流協会 総務部

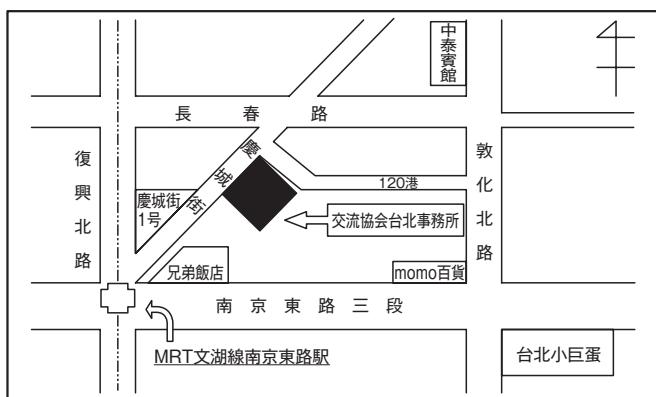
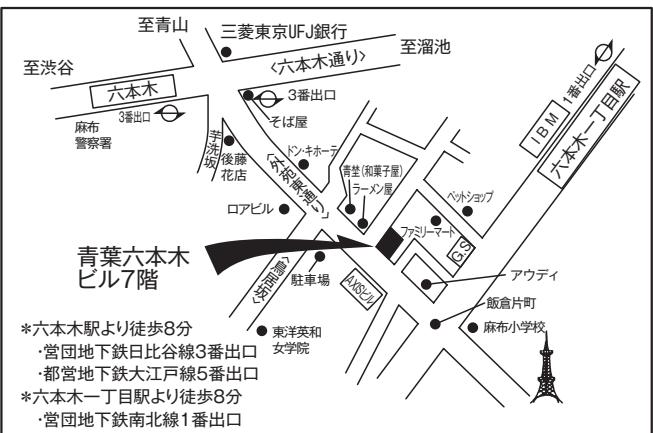
電話 (03) 5573-2600

FAX (03) 5573-2601

URL <http://www.koryu.or.jp>

表紙デザイン：株式会社 丸井工文社

印 刷 所：株式会社 丸井工文社



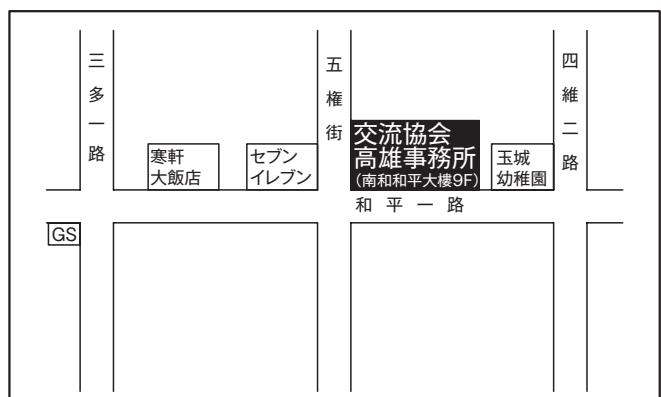
台北事務所 台北市慶城街 28 號 通泰大樓

Tung Tai BLD., 28 Ching Cheng st., Taipei

電話 (886) 2-2713-8000

FAX (886) 2-2713-8787

URL http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路 87 号

南和平大樓 9 F

9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, kaohsiung Taiwan

電話 (886) 7-771-4008 (代)

FAX (886) 2-771-2734

URL http://www.koryu.or.jp/kaohsiung/ez3_contents.nsf/Top

